

特 別 支 援 学 校 幼 稚 部 教 育 要 領
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領
特 別 支 援 学 校 高 等 部 学 習 指 導 要 領

平成21年 3 月

文 部 科 学 省

教育基本法

平成十八年十二月二十二日法律第百二十号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法^{ひら}の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

学 校 教 育 法 (抄)

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号
一部改正：平成十九年六月二十七日法律第九十六号

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十三条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことがで

きる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③・④ (略)

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 略

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号
一部改正：平成二十一年三月九日文部科学省令第三号

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十三条 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十五条の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年にお

けるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第百七十七条において準用する第百七十七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）ごとに学科主任を置き、農業に関する専門学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。

2～5 （略）

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第八十五条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第八十五条の二 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認め、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第五十一条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第八十六条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条又は第八十四条の規定によらないことができる。

第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単

位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。
- 3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修
- 二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

第一百三條 高等学校においては、第一百四條第一項において準用する第五十七條（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

- 2 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の定めるところによる。

第一百四條 第四十三條から第四十九條まで（第四十六條を除く。）、第五十四條、第五十七條から第七十一條まで（第六十九條を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

2・3 （略）

第八章 特別支援教育

第二百二十六條 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

第二百二十七條 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健

体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができるものとする。

第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科及び第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第二百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第二百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第二百二十六条から第二百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

- 2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第二百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第二百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定によらないことができる。

第二百三十二条の二 文部科学大臣が、特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条から第二百二十九条までの規定の一部又は全部によらないことができる。

第二百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、前二条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第二百二十八条及び第二百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第二百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教

育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

附 則（文部科学省令第五号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十条、第五十一条及び別表第一の改正規定は平成二十三年四月一日から、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第百七条、別表第二及び別表第四の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

別表第一（第五十一条関係）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。）

別表第二（第七十三条関係）

区 分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
道 徳 の 授 業 時 数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

附 則

- 1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一・二 （略）
 - 三 第八十一条，第八十三条，第二百二十八条，別表第三及び別表第五の改正規定 平成二十五年四月一日
- 2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）別表第三の規定は、平成二十五年四月一日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。附則第四項及び第五項において同じ。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。
- 4 平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成二十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成二十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）別表第三の規定の適用については、同表（二）の表福祉の項中「福祉情報処理」とあるのは、「福祉情報処理，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報活用」とする。
- 5 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成二十四年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成二十四年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における旧令別表第三の規定の適用については、旧令別表第三（一）の表数学の項中「数学基礎，数学Ⅰ」とあるのは「数学Ⅰ」と、「数学Ⅲ」とあるのは「数学活用」とし、同表理科の項中「理科基礎，理科総合Ⅰ，理科総合Ⅱ，物理Ⅰ，物理Ⅱ，化学Ⅰ，化学Ⅱ，生物Ⅰ，生物Ⅱ，地学Ⅰ，地学Ⅱ」とあるのは「科学と人間生活，物理基礎，物理，化学基礎，化学，生物基礎，生物，地学基礎，地学，理科課題研究」とし、旧令別表第三（二）の表理数の項中「理数数学探究」とあるのは「理数数学特論」と、「理数地学」とあるのは「理数地学，課題研究」とする。
- 6～9 （略）

別表第三（第八十三条，第一百八条，第二百二十八条関係）

（一）各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	国語総合，国語表現，現代文A，現代文B，古典A，古典B
地歴歴史	世界史A，世界史B，日本史A，日本史B，地理A，地理B
公民	現代社会，倫理，政治・経済
数学	数学Ⅰ，数学Ⅱ，数学Ⅲ，数学A，数学B，数学活用
理科	科学と人間生活，物理基礎，物理，化学基礎，化学，生物基礎，生物，地学基礎，地学，理科課題研究
保健体育	体育，保健
芸術	音楽Ⅰ，音楽Ⅱ，音楽Ⅲ，美術Ⅰ，美術Ⅱ，美術Ⅲ，工芸Ⅰ，工芸Ⅱ，工芸Ⅲ，書道Ⅰ，書道Ⅱ，書道Ⅲ
外国語	コミュニケーション英語基礎，コミュニケーション英語Ⅰ，コミュニケーション英語Ⅱ，コミュニケーション英語Ⅲ，英語表現Ⅰ，英語表現Ⅱ，英語会話
家庭	家庭基礎，家庭総合，生活デザイン
情報	社会と情報，情報の科学

（二）主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業情報処理，作物，野菜，果樹，草花，畜産，農業経営，農業機械，食品製造，食品化学，微生物利用，植物バイオテクノロジー，動物バイオテクノロジー，農業経済，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園技術，環境緑化材料，測量，生物活用，グリーンライフ
工業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業数理基礎，情報技術基礎，材料技術基礎，生産システム技術，工業技術英語，工業管理技術，環境工学基礎，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，電子機械応用，自動車工学，自動車整備，電気基礎，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，電子情報技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基礎力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，工業材料，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，イ

	インテリアエレメント生産，デザイン技術，デザイン材料，デザイン史
商 業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス実務，マーケティング，商品開発，広告と販売促進，ビジネス経済，ビジネス経済応用，経済活動と法，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ビジネス情報，電子商取引，プログラミング，ビジネス情報管理
水 産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ
家 庭	生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，子どもの発達と保育，子ども文化，生活と福祉，リビングデザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生
看 護	基礎看護，人体と看護，疾病と看護，生活と看護，成人看護，老年看護，精神看護，在宅看護，母性看護，小児看護，看護の統合と実践，看護臨地実習，看護情報活用
情 報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報と問題解決，情報テクノロジー，アルゴリズムとプログラム，ネットワークシステム，データベース，情報システム実習，情報メディア，情報デザイン，表現メディアの編集と表現，情報コンテンツ実習
福 祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報活用
理 数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学，課題研究
体 育	スポーツ概論，スポーツⅠ，スポーツⅡ，スポーツⅢ，スポーツⅣ，スポーツⅤ，スポーツⅥ，スポーツ総合演習
音 楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究
美 術	美術概論，美術史，素描，構成，絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザイン，クラフトデザイン，情報メディアデザイン，映像表現，環境造形，鑑賞研究
英 語	総合英語，英語理解，英語表現，異文化理解，時事英語

備考

- 一 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一) 及び (二) の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

別表第五（第百二十八条関係）

- (一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
保健理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療，地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報活用，課題研究
理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎理療学，臨床理療学，地域理療と理療経営，理療基礎実習，理療臨床実習，理療情報活用，課題研究
理学療法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理学療法学，臨床実習，理学療法情報活用，課題研究

- (二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
印刷	印刷概論，写真製版，印刷機械・材料，印刷デザイン，写真化学・光学，文書処理・管理，印刷情報技術基礎，画像技術，印刷総合実習，課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規，衛生管理，理容・美容保健，理容・美容の物理・化学，理容・美容文化論，理容・美容技術理論，理容・美容運営管理，理容実習，理容・美容情報活用，課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規，公衆衛生，クリーニング理論，繊維，クリーニング機器・装置，クリーニング実習，課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規，歯科技工学概論，歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，歯科技工実習，歯科技工情報活用，課題研究

備考

- 一 （一）及び（二）の表の上覧に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 （一）及び（二）の表の上覧に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

目 次

特別支援学校幼稚部教育要領

第1章 総 則	幼	1
第1 幼稚園における教育の基本		
第2 幼稚園における教育の目標		
第3 教育課程の編成		
第2章 ねらい及び内容等	幼	3
健康, 人間関係, 環境, 言葉及び表現		
自立活動		
第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項	幼	5
第1 一般的な留意事項		
第2 特に留意する事項		

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章 総 則	小・中	1
第1節 教育目標	小・中	1
第2節 教育課程の編成	小・中	1
第2章 各 教 科	小・中	7
第1節 小 学 部	小・中	7
第2節 中 学 部	小・中	12
第3章 道 徳	小・中	15
第4章 外国語活動	小・中	16
第5章 総合的な学習の時間	小・中	17
第6章 特別活動	小・中	18
第7章 自立活動	小・中	19

特別支援学校高等部学習指導要領

第1章 総 則	高	1
第1節 教育目標	高	1
第2節 教育課程の編成	高	1
第2章 各 教 科	高	14
第1節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である 生徒に対する教育を行う特別支援学校	高	14
第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	高	64
第3章 道 徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校）	高	71
第4章 総合的な学習の時間	高	72
第5章 特 別 活 動	高	73
第6章 自 立 活 動	高	74

特別支援学校幼稚部教育要領

平成21年 3 月

文 部 科 学 省

特 別 支 援 学 校 幼 稚 部 教 育 要 領

目 次

第1章 総 則	幼 1
第1 幼稚園における教育の基本	
第2 幼稚園における教育の目標	
第3 教育課程の編成	
第2章 ねらい及び内容等	幼 3
健康，人間関係，環境，言葉及び表現	
自立活動	
第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項	幼 5
第1 一般的な留意事項	
第2 特に留意する事項	

第1章 総 則

第1 幼稚園における教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園における教育は、学校教育法第72条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとののかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

第2 幼稚園における教育の目標

幼稚園では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し、この章の第1に示す幼稚園における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

第3 教育課程の編成

幼稚園では、この章の第2に示す幼稚園における教育の目標の達成に努めることにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。このことを踏まえ、各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの特別支援学校幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の障害の状態や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

- 1 幼稚園における生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入学から幼稚園修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。
- 2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、39週を標準とし、幼児の障害の状態等を考慮して適切に定めること。
- 3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の障害

の状態や発達程度、季節等に適切に配慮すること。

第2章 ねらい及び内容等

この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」として、また、幼児の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。

自立活動

1 ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

2 内容

(1) 健康の保持

- ア 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- イ 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- ウ 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- エ 健康状態の維持・改善に関すること。

(2) 心理的な安定

- ア 情緒の安定に関すること。
- イ 状況の理解と変化への対応に関すること。
- ウ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

(3) 人間関係の形成

- ア 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- イ 他者の意図や感情の理解に関すること。
- ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。
- エ 集団への参加の基礎に関すること。

(4) 環境の把握

- ア 保有する感覚の活用に関すること。
- イ 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- ウ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- エ 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。

オ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

(5) 身体の動き

ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

イ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

ウ 日常生活に必要な基本動作に関すること。

エ 身体の移動能力に関すること。

オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

(6) コミュニケーション

ア コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

イ 言語の受容と表出に関すること。

ウ 言語の形成と活用に関すること。

エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

オ 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や発達 の程度等の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成すること。その際、2に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定すること。

(2) 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮すること。

ア 個々の幼児について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

イ 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

ウ 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

(ア) 幼児が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げること。

(イ) 個々の幼児の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。

エ 幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

(3) 指導計画の作成に当たっては、各領域におけるねらい及び内容と密接な関連を保つように指導内容の設定を工夫し、計画的、組織的に指導が行われるようにすること。

(4) 自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。

(5) 幼児の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにすること。

第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

幼稚園における教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

学校においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

第1 一般的な留意事項

- 1 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。
- 2 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。
 - (1) 具体的なねらい及び内容は、幼稚園の生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の障害の状態、発達や経験の程度、興味や関心などに応じて設定すること。
 - (2) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。
 - (3) 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

- 3 幼児の障害の状態などに応じた効果的な指導を行うため、一人一人の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。
- 4 幼児の生活は、入学当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して学校生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって学校生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入学当初、特に、3歳児の入学については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。
- 5 幼児が様々な人やものとかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、学校生活が充実するようにすること。
- 6 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の障害の状態や生活のリズム、幼児を取り巻く環境等に配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼稚園における生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。
- 7 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、学校全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。
- 8 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを

踏まえ、教師は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。

- 9 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、学校生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。
- 10 各学校においては、幼稚部における教育が、小学部以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- 11 幼児の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校生活全体を通じて、幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。
- 12 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。
- 13 家庭及び地域や医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

第2 特に留意する事項

- 1 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。
- 2 行事の指導に当たっては、幼稚部における生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。
- 3 知的障害のある幼児の指導に当たっては、その障害の状態等に応じて具体的な内容の設定を工夫すること。
- 4 複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、全人的な発達を促すようにすること。
- 5 教育課程に係る教育時間の終了後等に幼児を対象に教育活動を行う場合は、第1章の第1に示す幼稚部における教育の基本及び第2に示す幼稚部における教育の目標を踏まえて実施すること。その際、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮すること。
- 6 幼稚部の運営に当たっては、幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の幼稚園等との連携を図ること。
- 7 以上のほか、次の事項に留意すること。
 - (1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。
 - (2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形

成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

- (3) 知的障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすること。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすること。
- (4) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めるようにすること。また、幼児が興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫すること。
- (5) 病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

平成21年 3 月

文 部 科 学 省

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

目 次

第1章 総 則	小・中	1
第1節 教育目標	小・中	1
第2節 教育課程の編成	小・中	1
第2章 各 教 科	小・中	7
第1節 小 学 部	小・中	7
第2節 中 学 部	小・中	12
第3章 道 徳	小・中	15
第4章 外国語活動	小・中	16
第5章 総合的な学習の時間	小・中	17
第6章 特別活動	小・中	18
第7章 自立活動	小・中	19

第1章 総 則

第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を^{ひら}拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

小学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

中学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊か

な体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。
- 4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。
- 5 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成すること。
 - (2) 選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の障害の状態や特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めること。その

際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

- (3) 各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。
- 6 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、すべての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。
- 7 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科（小学部においては各教科の各段階。以下この項において同じ。）に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 8 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。その際、第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮するとともに、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

第3 授業時数等の取扱い

- 1 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。以下この項、4及び6において同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。
- 2 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮して、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部第3学年以上及び中学部において、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部において、それぞれ適切に定めるものとする。
- 3 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。
- 4 小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。
- 5 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動及びクラブ活動、中学部の生徒会活動並びに学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- 6 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、中学部においては、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う

場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

- 7 各学校においては、地域や学校、児童又は生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。
- 8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
 - (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
 - (2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。
 - (3) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。
 - (4) 小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。
 - (5) 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。
 - (6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。
- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や学習の進捗等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにすること。
 - (2) 複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。
 - (3) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。
 - (4) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童又は生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
 - (5) 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生

徒理解を深め、生徒指導の充実を図ること。また、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

- (6) 小学部の各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。また、中学部においては、生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。
- (7) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。
- (8) 海外から帰国した児童又は生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。
- (9) 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。
- (10) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。また、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。
- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (12) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
- (13) 学校医等との連絡を密にし、児童又は生徒の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。
- (14) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。
- (15) 中学部において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
- (16) 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の

全部又は一部によって、替えることができること。

- (3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。
 - (4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
 - (5) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。
- 2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。
- 3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。
- 4 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1から3に示すところによることができるものとする。
- 5 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者 である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、児童が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (6) 児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫すること。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

- (5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 児童の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

【生活】

1 目標

日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。

2 内容

○1段階

- (1) 日常生活に必要な身辺処理を求めたり、教師と一緒にに行ったりする。
- (2) 教師と一緒に健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と同じ場所で遊ぶ。
- (4) 教師と一緒に身近な人に簡単なあいさつをする。
- (5) 教師と一緒に集団活動に参加する。
- (6) 教師と一緒に簡単な手伝いや仕事をする。
- (7) 教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。
- (8) 教師と一緒に日課に沿って行動する。
- (9) 教師と一緒に簡単な買い物をする。
- (10) 身近な自然の中で、教師と一緒に遊んだり、自然や生き物に興味や関心をもったりする。
- (11) 家族や家の近所などの様子に興味や関心をもつ。
- (12) 身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。

○2段階

- (1) 教師の援助を受けながら日常生活に必要な身辺処理をする。
- (2) 教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。
- (3) 教師や友達と簡単なきまりのある遊びをする。
- (4) 教師の援助を受けながら身近な人にあいさつや話をするなどのかかわりをもつ。
- (5) 集団活動に参加し、簡単な係活動をする。
- (6) 教師の援助を受けながら簡単な手伝いや仕事をする。
- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。
- (8) 教師の援助を受けながら日課に沿って行動する。

- (9) 決まった額の買い物をして、金銭の必要なことが分かる。
- (10) 身近な自然の中で遊んだり、動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。
- (11) 家族の役割や身近な地域の様子に興味や関心をもち、自分と家庭や社会とのかかわりに気付く。
- (12) 教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。

○3段階

- (1) 日常生活に必要な身辺処理を自分でする。
- (2) 健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける。
- (3) 友達とかかわりをもち、きまりを守って仲良く遊ぶ。
- (4) 身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする。
- (5) 進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。
- (6) 日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする。
- (7) 日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。
- (8) 日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動する。
- (9) 簡単な買い物をして、金銭の取扱いに慣れる。
- (10) 身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る。
- (11) 家庭や社会の様子に興味や関心を深め、その働きを知る。
- (12) 身近な公共施設や公共物などを利用し、その働きを知る。

【国 語】

1 目 標

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 教師の話を聞いたり、絵本などを読んでもらったりする。
- (2) 教師などの話し掛けに応じ、表情、身振り、音声や簡単な言葉で表現する。
- (3) 教師と一緒に絵本などを楽しむ。
- (4) いろいろな筆記用具を使って書くことに親しむ。

○2段階

- (1) 教師や友達などの話し言葉に慣れ、簡単な説明や話し掛けが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどを簡単な言葉で話す。
- (3) 文字などに関心をもち、読もうとする。
- (4) 文字を書くことに興味をもつ。

○3段階

- (1) 身近な人の話を聞いて、内容のあらましが分かる。
- (2) 見聞きしたことなどのあらましや自分の気持ちなどを教師や友達と話す。
- (3) 簡単な語句や短い文などを正しく読む。
- (4) 簡単な語句や短い文を平仮名などで書く。

【算 数】

1 目 標

具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。

- (2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。

○ 2段階

- (1) 身近にある具体物を数える。
- (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
- (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
- (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

○ 3段階

- (1) 初歩的な数の概念を理解し、簡単な計算をする。
- (2) 身近にあるものの重さや広さなどが分かり、比較する。
- (3) 基本的な図形が分かり、その図形を描いたり、簡単な図表を作ったりする。
- (4) 時計や暦に関心をもつ。

【音 楽】

1 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心をもち、その美しさや楽しさを味わうようにする。

2 内 容

○ 1段階

- (1) 音楽が流れている中で体を動かして楽しむ。
- (2) 音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ。

○ 2段階

- (1) 好きな音や音楽を聴いて楽しむ。
- (2) 友達や教師とともに簡単なリズムの特徴を感じ取って身体を動かす。
- (3) 打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。
- (4) 好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。

○ 3段階

- (1) 身近な人の歌や演奏などを聴き、いろいろな音楽に関心をもつ。
- (2) 音楽に合わせて簡単な身体表現をする。
- (3) 旋律楽器に親しみ、簡単な楽譜を見ながらリズム合奏をする。
- (4) やさしい歌を伴奏に合わせながら、教師や友達などと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。

【図画工作】

1 目 標

初歩的な造形活動によって、造形表現についての興味や関心をもち、表現の喜びを味わうようにする。

2 内 容

○ 1段階

- (1) かいたり、つくったり、飾ったりすることに関心をもつ。
- (2) 土、木、紙などの身近な材料をもとに造形遊びをする。

○ 2段階

- (1) 見たことや感じたことを絵にかいたり、つくったり、それを飾ったりする。
- (2) 粘土、クレヨン、はさみ、のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。

○ 3段階

- (1) 見たこと、感じたことや想像したことを、工夫して絵にかいたり、つくったり、それを飾ったり、使ったりする。

- (2) いろいろな材料や用具を工夫しながら、目的に合わせて使う。
- (3) 友達と作品を見せ合ったり、造形品などの形や色、表し方の面白さなどに気付いたりする。

【体 育】

1 目 標

適切な運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 教師と一緒に、楽しく手足を動かしたり、歩く、走るなどの基本的な運動をしたりする。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った遊び、表現遊び、水遊びなどを楽しく行う。
- (3) 簡単な合図や指示に従って、楽しく運動をする。

○2段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動に慣れる。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などに親しむ。
- (3) 簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動をする。

○3段階

- (1) 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動を姿勢や動きを変えるなどしていろいろな方法で行う。
- (2) いろいろな器械・器具・用具を使った運動、表現運動、水の中での運動などをする。
- (3) いろいろなきまりを守り、友達と協力して安全に運動をする。

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の児童の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、各教科の相当する段階の内容の中から実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個々の児童の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、児童が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。
- 3 児童の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 4 家庭等との連携を図り、児童が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- 5 児童の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

第2節 中 学 部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者 である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

【国 語】

1 目 標

日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 話のおよその内容を聞き取る。
- (2) 見聞きしたことや経験したこと、自分の意見などを相手に分かるように話す。
- (3) 簡単な語句、文及び文章などを正しく読む。
- (4) 簡単な手紙や日記などの内容を順序立てて書く。

【社 会】

1 目 標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 集団生活の中での役割を理解し、自分の意見を述べたり、相手の立場を考えたりして、互いに協力し合う。
- (2) 社会生活に必要ないろいろなきまりがあることを知り、それらを守る。
- (3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。
- (4) 日常生活で経験する社会の出来事や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する初歩的な事柄を理解する。
- (5) 自分が住む地域を中心に、我が国のいろいろな地域の様子や社会の移り変わりに関心をもつ。
- (6) 外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。

【数 学】

1 目 標

日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深め、それらを扱う能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 日常生活における初歩的な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さなどの単位が分かり、測定する。

- (3) 図形の特徴や図表の内容を理解し、作成する。
- (4) 金銭や時計・暦などの使い方に慣れる。

【理 科】

1 目 標

日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にする態度を育てる。

2 内 容

- (1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。
- (2) 身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。
- (3) 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。
- (4) 自然の事物・現象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。

【音 楽】

1 目 標

表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

2 内 容

- (1) いろいろな音楽を楽器の音色などに関心をもって聴く。
- (2) 音楽を聴いて感じたことを動作で表現したり、リズムに合わせて身体表現をしたりする。
- (3) 打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。
- (4) 歌詞やリズムなどに気を付けて、独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。

【美 術】

1 目 標

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を培い、豊かな情操を養う。

2 内 容

- (1) 経験や想像をもとに、計画を立てて、絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。
- (2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。
- (3) 自然や造形品の美しさなどに親しみをもつ。

【保健体育】

1 目 標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

2 内 容

- (1) 体づくり運動、簡単なスポーツ、ダンスなどの運動をする。
- (2) きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。
- (3) 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。

【職業・家庭】

1 目 標

明るく豊かな職業生活や家庭生活が大切なことに気付くようにするとともに、職業生活及び家庭生活に必要な基礎的な知識と技能の習得を図り、実践的な態度を育てる。

2 内 容

- (1) 働くことに興味をもち、作業や実習に参加し、働く喜びを味わう。
- (2) 職業に就くためには、基礎的な知識と技能が必要であることを理解する。

- (3) 道具や機械、材料の扱いなどが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。
- (4) 自分の役割を理解し、他の者と協力して作業や実習をする。
- (5) 産業現場等における実習を通して、いろいろな職業や職業生活、進路に関心をもつ。
- (6) 家族がそれぞれの役割を分担していることを理解し、楽しい家庭づくりをするために協力する。
- (7) 家庭生活に必要な衣服とその着方、食事や調理、住まいや暮らし方などに関する基礎的な知識と技能を身に付ける。
- (8) 職業生活や家庭生活で使われるコンピュータ等の情報機器の初歩的な扱いに慣れる。
- (9) 家庭生活における余暇の過ごし方が分かる。

【外国語】

1 目 標

外国語に親しみ、簡単な表現を通して、外国語や外国への関心を育てる。

2 内 容

英 語

- (1) 身近な生活の中で見聞きする英語に興味や関心をもつ。
- (2) 簡単な英語を使って表現する。

その他の外国語

その他の外国語の内容については、英語に準ずるものとする。

第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。
- 3 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 4 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- 5 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

第3章 道 徳

小学部又は中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

第4章 外国語活動

小学部における外国語活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮するものとする。

- 1 児童の障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標，各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し，学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては，安全と保健に留意するとともに，学習活動に応じて，小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第7章 自立活動

第1 目 標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内 容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
- (3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。
 - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。
- (4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。
- 3 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 4 個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
- 5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。
- 6 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 7 児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

特別支援学校高等部学習指導要領

平成21年3月

文 部 科 学 省

特 別 支 援 学 校 高 等 部 学 習 指 導 要 領

目 次

第1章 総 則	高	1
第1節 教育目標	高	1
第2節 教育課程の編成	高	1
第2章 各 教 科	高	14
第1節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である 生徒に対する教育を行う特別支援学校	高	14
第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	高	64
第3章 道 徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校）	高	71
第4章 総合的な学習の時間	高	72
第5章 特 別 活 動	高	73
第6章 自 立 活 動	高	74

第1章 総 則

第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第2節 教育課程の編成

第1款 一般方針

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態、発達の段階及び特性等、地域や学校の実態並びに学科の特色を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

- 2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実に努めるものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、道德の時間をはじめとして、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する

指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科の時間はもとより，家庭科，特別活動，自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

- 4 学校における自立活動の指導は，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し，自立し社会参加する資質を養うため，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，自立活動の時間における指導は，各教科に属する科目，総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動）と密接な関連を保ち，個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して，適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。
- 5 学校においては，生徒の障害の状態，地域や学校の実態等に応じて，就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし，勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ，望ましい勤労観，職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

第2款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

第1 各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては，卒業までに履修させる下記2から5までに示す各教科に属する科目及びその単位数，総合的な学習の時間の単位数，特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び総合的な学習の時間の単位数の計は，この款の第2に掲げる各教科・科目の単位数及び総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については，授業時数を単位数に換算して，この単位数に含めることができる。）以上とする。

単位については，1単位時間を50分とし，35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

2 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては，教育課程の編成に当たって，次の表に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ，生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし，生徒の実態等を考慮し，特に必要がある場合には，標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育	7～8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2	芸術	音楽Ⅰ	2
	現代文B	4		音楽Ⅱ	2
	古典A	2		音楽Ⅲ	2
	古典B	4		美術Ⅰ	2
地理歴史	世界史A	2		美術Ⅱ	2
	世界史B	4		美術Ⅲ	2
	日本史A	2		工芸Ⅰ	2
	日本史B	4		工芸Ⅱ	2
	地理A	2		工芸Ⅲ	2
	地理B	4		書道Ⅰ	2

公 民	現 代 社 会	2		書 道 II	2
	倫 理	2		書 道 III	2
	政 治 ・ 経 済	2			
数 学	数 学 I	3	外 国 語	コミュニケーション英語基礎	2
	数 学 II	4		コミュニケーション英語 I	3
	数 学 III	5		コミュニケーション英語 II	4
	数 学 A	2		コミュニケーション英語 III	4
	数 学 B	2		英語表現 I	2
	数 学 活 用	2		英語表現 II	4
理 科	科 学 と 人 間 生 活	2		英語会話	2
	物 理 基 礎	2	家 庭	家庭基礎	2
	物 理 理	4		家庭総合	4
	化 学 基 礎	2		生活デザイン	4
	化 学 理	4	情 報	社会と情報	2
	生 物 基 礎	2		情報の科学	2
	生 物 理	4			
	地 学 基 礎	2			
	地 学 理	4			
	理 科 課 題 研 究	1			

3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の(1)及び(2)、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の(1)及び(3)、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の(1)に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
農 業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ
工 業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子機械応用、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、工業材料、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイ

	ン材料, デザイン史
商 業	ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス実務, マーケティング, 商品開発, 広告と販売促進, ビジネス経済, ビジネス経済応用, 経済活動と法, 簿記, 財務会計Ⅰ, 財務会計Ⅱ, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ビジネス情報, 電子商取引, プログラミング, ビジネス情報管理
水 産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家 庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 子どもの発達と保育, 子ども文化, 生活と福祉, リビングデザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生
看 護	基礎看護, 人体と看護, 疾病と看護, 生活と看護, 成人看護, 老年看護, 精神看護, 在宅看護, 母性看護, 小児看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報活用
情 報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報と問題解決, 情報テクノロジー, アルゴリズムとプログラム, ネットワークシステム, データベース, 情報システム実習, 情報メディア, 情報デザイン, 表現メディアの編集と表現, 情報コンテンツ実習
福 祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報活用
理 数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学, 課題研究
体 育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音 楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美 術	美術概論, 美術史, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形, 鑑賞研究
英 語	総合英語, 英語理解, 英語表現, 異文化理解, 時事英語

(2) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
保 健 理 療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎保健理療, 臨床保健理療, 地域保健理療と保健理療経営, 保健理療基礎実習, 保健理療臨床実習, 保健理療情報活用, 課題研究

(3) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
印 刷	印刷概論, 写真製版, 印刷機械・材料, 印刷デザイン, 写真化学・光学, 文書処理・管理, 印刷情報技術基礎, 画像技術, 印刷総合実習, 課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規, 衛生管理, 理容・美容保健, 理容・美容の物理・化学, 理容・美容文化論, 理容・美容技術理論, 理容・美容運営管理, 理容実習, 美容実習, 理容・美容情報活用, 課題研究
ク リ ー ニ ン グ	クリーニング関係法規, 公衆衛生, クリーニング理論, 繊維, クリーニング機器・装置, クリーニング実習, 課題研究

4 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

5 学校設定教科

(1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科（以下この項及び第5款第1の2において「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

第2 各教科・科目の履修等

1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間

(1) すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、この款の第1の2に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

ア 国語のうち「国語総合」

イ 地理歴史のうち「世界史A」及び「世界史B」のうちから1科目並びに「日本史A」、「日本史B」、「地理A」及び「地理B」のうちから1科目

ウ 公民のうち「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」

エ 数学のうち「数学Ⅰ」

オ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目

カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」

キ 芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目

ク 外国語のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。）

ケ 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」のうちから1科目

コ 情報のうち「社会と情報」及び「情報の科学」のうちから1科目

(2) 総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は、各学校において、学校や生徒の実態に応じて適切に定めるものとする。

2 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、上記１のほか次のとおりとする。

- (1) 専門学科においては、専門教科・科目（第２款第１の３の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができること。
- (2) 専門教科・科目の履修によって、上記１の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。
- (3) 職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健医療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下この項において「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

第３ 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- １ 各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。
- ２ 週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。
- ３ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- ４ 生徒会活動及び学校行事については、学校や生徒の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- ５ 各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。
- ６ 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の１単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。
- ７ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第３款 知的障害者である生徒に対する教育を行う 特別支援学校における各教科等の履修等

第１ 各教科等の履修

１ 卒業までに履修させる各教科等

各学校においては、卒業までに履修させる下記２から４までに示す各教科及びその授業時数、

道徳及び総合的な学習の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。

2 各学科に共通する各教科等

- (1) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、すべての生徒に履修させるものとする。
- (2) 外国語及び情報の各教科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

3 主として専門学科において開設される各教科

- (1) 専門学科においては、上記2のほか、家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉の各教科又は下記4に規定する学校設定教科のうち専門教育に関するもの（以下「専門教科」という。）のうち、いずれか1以上履修させるものとする。
- (2) 専門教科の履修によって、上記2の(1)のすべての生徒に履修させる各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科の履修をもって、すべての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

4 学校設定教科

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、第2章第2節第1款及び第2款に掲げる教科以外の教科（以下この項において「学校設定教科」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定教科の名称、目標、内容等については、高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- 1 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。ただし、この項及び8において、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。3において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な学習の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。
- 2 各教科、道徳、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科、道徳及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。
- 3 専門学科においては、専門教科について、すべての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとする。
- 4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- 5 生徒会活動及び学校行事については、学校や生徒の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- 6 総合的な学習の時間に充てる授業時数は、各学校において、学校や生徒の実態に応じて、適切に定めるものとする。
- 7 各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。
- 8 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の授業時数に含めることができる。

- 9 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態、特性及び進路等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。この款及び第6款において同じ。）の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

- (1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第2款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第9款までに示す各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動（知的障害者である生徒を教育する特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。
- (2) 第2章以下に示す各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する特別支援学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- (4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目及び各段階の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。
- (5) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の各段階に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科の各段階、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

3 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

- (1) 各教科に属する科目相互や他の教科に属する科目との関連（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科相互の関連）を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。
- (2) 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

- (3) 各教科・科目等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科等。5の(3),(7)及び(11)において同じ。）の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。
- (4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。
- ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。
- イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。
- ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。
- (5) 全教師が協力して道德教育を展開するため、第1款の2に示す道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その全体計画を作成すること。
- (6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
- (1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
- (2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保するようにすること。
- イ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。
- (3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。
- (4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。
- イ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができること。
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
- 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。
- (1) 学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、生徒の障害の状態や学習の進捗等を考慮して、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの教師の

- 専門性を生かした協力的な指導などにより、学習活動が効果的に行われるようにすること。
- (2) 複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。
 - (3) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。
 - (4) 生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。
 - (5) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
 - (6) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。
 - (7) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。
 - (8) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
 - (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと。
 - (10) 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。
 - (11) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。なお、生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。
 - (12) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
 - (13) 生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。
 - (14) 実験・実習に当たっては、特に安全と保健に留意すること。
 - (15) 学校医等との連絡を密にし、生徒の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。
 - (16) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。
 - (17) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

- (18) 高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。

第5款 単位の修得及び卒業の認定

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する特別支援学校

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の学年にわたって分割履修したときは、各学年ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校においては、卒業までに履修させる各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの授業時数を定めるものとする。

校長は、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

- (1) 各教科・科目の目標及び内容の一部を取り扱わないことができること。
- (2) 高等部の各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができること。
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支

援学校の外国語科に属する科目については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

- 2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科・科目又は各教科・科目の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。
 - (2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができること。
 - (3) 校長は、上記2の(2)により、第1章第2節第3款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。
- 3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。
 - (2) 校長は、各教科、科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動）の目標及び内容の一部又は各教科、科目若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。
- 4 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、次に示すところによるものとする。
 - (1) 上記1、2の(1)若しくは(2)又は3の(1)に示すところによることができること。
 - (2) 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めること。
 - (3) 校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができること。
- 5 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

第7款 専 攻 科

- 1 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。

	教 科	科 目
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保 健 理 療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療，地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報活用，課題研究
	理 療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎理療学，臨床理療学，地域理療と理療経営，理療基礎実習，理療臨床実習，理療情報活用，課題研究
	理 学 療 法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理学療法学，臨床実習，理学療法情報活用，課題研究
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	理 容・美 容	理容・美容関係法規，衛生管理，理容・美容保健，理容・美容の物理・化学，理容・美容文化論，理容・美容技術理論，理容・美容運営管理，理容実習，美容実習，理容・美容情報活用，課題研究
	歯 科 技 工	歯科技工関係法規，歯科技工学概論，歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，歯科技工実習，歯科技工情報活用，課題研究

- 2 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，必要がある場合には上記 1 の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

第2章 各教科

第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者 である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容

各教科の目標及び各科目の目標と内容については、当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが、生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字による的確な理解と適切な表現の能力を一層養うこと。なお、点字を常用して学習する生徒に対しても、漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 視覚的なイメージを伴わないと理解が困難な事柄については、言葉の意味や用法の指導等を行い、理解を促すようにすること。
- (3) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の興味・関心を生かして、積極的な言語活動を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。
- (3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (4) 補聴器等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (6) 生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるようにすること。

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を広げて表現する意欲を高めるとともに、生徒の言語活動や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導内容を適切に精選するとともに、発展的、系統的な指導ができるようにすること。
- (3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (4) 生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (5) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科・科目等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、発展的、系統的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 生徒の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

第3款 保健理療

第1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、保健理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

【医療と社会】

1 目標

医学、医療及びあん摩・マッサージ・指圧の歴史、医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに、あん摩・マッサージ・指圧に従事する者の倫理について理解させ、施術者として必要な能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 医学、医療及び保健理療の歴史
 - ア 西洋における医学、医療
 - イ 日本、中国、韓国等における医学、医療
- (2) 医療制度の現状と課題
 - ア 医学の分野 イ 医療と社会 ウ 医療従事者
 - エ 医療機関 オ 医療行政
- (3) 保健理療の現状と課題
 - ア 現代の東洋医学 イ 保健理療の概念
 - ウ 諸外国の保健理療 エ 保健理療の課題

- (4) あん摩・マッサージ・指圧従事者の倫理
 - ア 医療と倫理 イ 保健医療と倫理
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 - ア 法令の沿革 イ 法令の主な内容
- (6) 関係法規の概要
 - ア 医事関係法規 イ その他の関係法規
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう取り扱うこと。
 - イ 内容の(3)及び(4)については、「地域保健医療と保健医療経営」との関連を考慮して指導すること。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(2)については、現代の医療制度の現状とその当面する課題の概要を理解させること。特に、代替医療が注目されていることと保健医療の果たす役割についても理解させること。
 - イ 内容の(3)のアについては、あん摩・マッサージ・指圧のみならず、湯液、^{しんきゅう}鍼灸の概要も扱うこと。
 - ウ 内容の(3)のウについては、あん摩・マッサージ・指圧のアジアを中心とした諸外国における現状の概要を扱うこと。
 - エ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進に寄与する観点から、あん摩・マッサージ・指圧従事者の心構えや倫理観、患者の権利、守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。
 - オ 内容の(6)のアについては、「医療法」、「医師法」等の概要を、イについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」等の概要を扱うこと。

[人体の構造と機能]

- 1 目 標
 - あん摩・マッサージ・指圧に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 解剖学及び生理学の基礎
 - ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系
 - (2) 人体の系統別構造・機能及び生体の観察
 - ア 運動器系 イ 消化器系 ウ 呼吸器系
 - エ 泌尿・生殖器系 オ 内分泌と代謝 カ 循環器系
 - キ 神経系 ク 感覚器系
 - (3) 生体機能の協調
 - ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように実験・実習を取り入れるようにすること。
 - イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるよう配慮すること。
 - ウ 内容の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱うこと。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)のアについては、この科目の導入として、人体の構成と働き、発生と成長の

概要を扱うこと。イからエまでについては、それぞれの構造と機能の基礎的な内容を扱うこと。

イ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧施術と関連の深いア、カ及びキについて、基本的な事項に重点を置いて扱うこと。

【疾病の成り立ちと予防】

1 目 標

あん摩・マッサージ・指圧に必要な健康の保持増進、疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 衛生・公衆衛生の概要

ア 衛生・公衆衛生の意義 イ 衛生・公衆衛生の歴史

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念 イ 健康の管理 ウ 食生活と健康

(3) 生活環境と公害

ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
エ 公害

(4) 産業衛生、精神衛生及び母子衛生

ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生

(5) 生活習慣病

ア 生活習慣病とその対策

(6) 感染症

ア 感染症とその対策

(7) 消毒

ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用

(8) 疫学

ア 疫学の意義 イ 疫学の現状

(9) 衛生統計

ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計

(10) 疾病の一般

ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状
エ 疾病の経過、予後及び転帰

(11) 疾病の原因

ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化

(12) 各病変の概要

ア 循環障害 イ 退行性病変 ウ 進行性病変
エ 炎症 オ 腫瘍^{しゅよう} カ 免疫の異常とアレルギー

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(7)については、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。

イ 内容の(5)及び(6)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(8)及び(9)については、具体的な事例を中心に扱うこと。

エ 内容の(10)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導す

ること。

【生活と疾病】

1 目 標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 診察と治療の一般

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ア 診察法の一般 | イ 診察法の種類 | ウ 検査法の概要 |
| エ 治療法の一般 | オ 治療法の種類 | カ 物理療法 |
| キ 臨床心理 | | |

(2) 主な症状の診察法

- | | | | |
|-------|----------|---------------------|-----------------------|
| ア 頭痛 | イ 肩こり | ウ 肩関節痛 | エ 頸 ^{けい} 肩腕痛 |
| オ 腰痛 | カ 腰下肢痛 | キ 膝 ^{しつ} 痛 | ク 高血圧と低血圧 |
| ケ 筋疲労 | コ その他の症状 | | |

(3) 系統別疾患の概要

- | | | |
|---------------------|---------|----------|
| ア 運動器疾患 | イ 神経系疾患 | ウ 呼吸器疾患 |
| エ 血液・循環器疾患 | オ 消化器疾患 | |
| カ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症 | | |
| キ 泌尿・生殖器疾患 | ク 感染症 | ケ その他の疾患 |

(4) リハビリテーションの一般

- | | |
|----------------------------|----------|
| ア リハビリテーションの概念と歴史 | |
| イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学 | |
| ウ 診察、評価、治療計画と記録 | エ 運動学の基礎 |

(5) 主な疾患のリハビリテーション

- | | | |
|---------------------|----------------------|--------------------|
| ア 整形外科疾患 | イ 関節リウマチ | ウ 片麻痺 ^ひ |
| エ 脳性麻痺 ^ひ | オ 脊髄損傷 ^{せき} | |

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、あん摩・マッサージ・指圧と直接かかわりの深い事項に重点を置き、実習との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等についての概要を理解させるようにすること。オについては、代表的な治療法の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断の概要を扱い、あん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

ウ 内容の(3)については、現代医学の立場から各系統別疾患の概要を扱い、それぞれの代表的な疾患の原因、症状及び治療法の基礎的な知識を習得できるようにすること。

エ 内容の(4)については、チーム医療としてのリハビリテーションの基本的な事項について症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導すること。

オ 内容の(5)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、保健医療と直接かかわりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。

【基礎保健医療】

1 目 標

東洋医学の概念、あん摩・マッサージ・指圧施術の意義及び治効理論について理解させ、施術を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 東洋医学の基礎

- ア 東洋医学の意義と特色 イ 陰陽五行論 ウ 臓腑経絡論
- エ 気血、営衛、津液 オ 病因 カ 証

(2) 東洋医学の診断と治療

- ア 診断 イ 治療

(3) 経絡と経穴

- ア 臓腑経絡とその流注 イ 主な経穴

(4) 経絡、経穴と現代医学

- ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯

(5) あん摩・マッサージ・指圧施術の概要

- ア あん摩 イ マッサージ ウ 指圧

(6) あん摩・マッサージ・指圧施術の治効理論と関連学説

- ア 刺激の伝達 イ 身体組織・器官への影響
- ウ 生体反応と治効メカニズム エ 関連学説

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、保健理療に対する研究的な態度を培うようにすること。
- イ 内容の(1)から(4)までについては、あん摩・マッサージ・指圧施術との関連を重視して扱うこと。
- ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、あん摩・マッサージ・指圧の臨床効果という観点から指導すること。また、「人体の構造と機能」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。
- イ 内容の(3)のイについては、あん摩・マッサージ・指圧の臨床でよく活用される経穴に重点を置いて指導すること。
- ウ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床においてあん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否についても指導すること。また、諸外国における徒手による施術法の概要についても扱うこと。
- エ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

[臨床保健理療]

1 目 標

診察に基づいて、あん摩・マッサージ・指圧施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 臨床保健理療の基礎

- ア 臨床保健理療の意義と役割
- イ 施術対象者の心理と施術者の対応

(2) 東洋医学における診断、治療の原則

- ア 診察 イ 施術計画 ウ 施術原則 エ 記録

(3) 健康とあん摩・マッサージ・指圧施術

- ア 健康観と疾病観
- イ 健康の保持増進のためのあん摩・マッサージ・指圧施術
- ウ 生活習慣病予防のためのあん摩・マッサージ・指圧施術
- エ その他の健康療法
- (4) 主な症状のあん摩・マッサージ・指圧施術
 - ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸肩腕痛^{けい}
 - オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝痛^{しつ} ク 高血圧と低血圧
 - ケ 筋疲労 コ その他の症状
- (5) 主な疾患のあん摩・マッサージ・指圧施術
 - ア 筋筋膜炎^{けんしんよう}、腱鞘炎^{けんしやう} イ 捻挫^{ねんざ}、脱臼^{きゆう}、骨折
 - ウ 関節リウマチ エ 片麻痺^{ひまひ} オ その他の疾患
- (6) 高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術
 - ア 高齢者の心身機能の特徴
 - イ 高齢者の主な症状に対するあん摩・マッサージ・指圧施術
 - ウ 要介護・要支援高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術
- (7) スポーツ領域におけるあん摩・マッサージ・指圧施術
 - ア スポーツ障害・外傷の一般
 - イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
 - ウ 主なスポーツ障害・外傷のあん摩・マッサージ・指圧施術
- (8) 産業衛生におけるあん摩・マッサージ・指圧施術
 - ア 仕事と健康
 - イ 事業所内あん摩・マッサージ・指圧従事者の業務と役割
 - ウ 主な職業起因性症状のあん摩・マッサージ・指圧施術
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。
 - イ 指導に当たっては、「保健理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。
 - イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。
 - ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法の概要も含めて扱うこと。
 - エ 内容の(6)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて扱うこと。
 - オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

【地域保健理療と保健理療経営】

- 1 目 標
 - 現代社会におけるあん摩・マッサージ・指圧の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、保健理療経営の実践的な知識を習得させる。
- 2 内 容
 - (1) 保健理療と社会
 - ア あん摩・マッサージ・指圧の業務と開業
 - イ あん摩・マッサージ・指圧と医療・福祉制度
 - ウ 諸外国における徒手による施術

- (2) 高齢社会の現状と課題
 - ア 高齢社会の現状と課題への対応
 - イ 高齢者介護と社会保障制度
- (3) あん摩・マッサージ・指圧と経営
 - ア 経営の一般 イ 施術所の開設準備と諸制度
 - ウ 経営の管理と運営 エ 経営の展開と実際
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)のウについては、諸外国における徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し、保健医療の発展の可能性を考察できるようにすること。
 - イ 内容の(3)については、経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

【保健医療基礎実習】

- 1 目 標
 - あん摩・マッサージ・指圧に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) あん摩・マッサージ・指圧施術への導入
 - ア 施術室の管理と清潔保持の実際 イ 施術上の注意
 - (2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習
 - ア あん摩の基本手技と身体各部の施術
 - イ マッサージの基本手技と身体各部の施術
 - ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術
 - (3) あん摩・マッサージ・指圧応用実技実習
 - ア 評価と理学的検査の実際 イ 運動療法の応用
 - ウ 物理療法の応用
 - (4) あん摩・マッサージ・指圧総合実技実習
 - ア 総合実技の基礎 イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「生活と疾病」、「基礎保健医療」及び「臨床保健医療」との関連を重視し、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるようにすること。
 - イ 内容の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、消毒法の実際に重点を置いて扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、運動法の基本等についても扱うこと。
 - ウ 内容の(3)のア及びイについては、片麻痺の評価及び機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。
 - エ 内容の(4)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床保健医療」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

【保健医療臨床実習】

- 1 目 標

あん摩・マッサージ・指圧に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う実践的能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 校内実習

- ア 施術者と施術対象 イ 施術の実際
- ウ カルテの記載と管理 エ 症例検討
- オ 模擬患者との面接実習

(2) 校外実習

- ア 校外実習の目的 イ 校外実習の実際 ウ 経営の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法などあん摩・マッサージ・指圧従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。
- イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、实际的に理解できるように指導すること。
- ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。
- エ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。
- イ 内容の(2)のイについては、多様なあん摩・マッサージ・指圧関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実際の基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施術所見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

【保健医療情報活用】

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、保健医療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 保健医療と情報機器の活用

- ア 保健医療における情報機器活用の目的と意義
- イ 個人情報の管理 ウ 保健医療の現場における情報システム

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 保健医療に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、保健医療の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の保健医療に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、保健理療の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、保健理療の現場における個人情報の管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、保健理療援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

【課題研究】

1 目 標

保健理療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内 容

(1) 調査、研究、実験

(2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

(2) 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。

(3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

(4) 臨床実習の指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

(3) 地域やあん摩・マッサージ・指圧に関する施術所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第4款 理 療

第1 目 標

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

【医療と社会】

1 目 標

医学、医療及び理療の歴史、医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに、理療従事者の倫理について理解させ、施術者として必要な能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 医学、医療及び理療の歴史

ア 西洋における医学、医療

イ 日本、中国、韓国等における医学、医療

(2) 医療制度の現状と課題

ア 医学の分野

イ 医療と社会

ウ 医療従事者

エ 医療機関

オ 医療行政

(3) 理療の現状と課題

ア 現代の東洋医学

イ 理療の概念

ウ 諸外国の理療

エ 理療の課題

(4) 理療従事者の倫理

ア 医療と倫理

イ 理療と倫理

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

ア 法令の沿革

イ 法令の主な内容

(6) 関係法規の概要

ア 医事関係法規

イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、理療の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう、理療以外の他の医学の歴史や現状、諸外国における理療の現状などを踏まえて取り扱うこと。

イ 内容の(3)及び(4)については、「地域理療と理療経営」との関連を考慮して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、基礎医学、臨床医学等について、身近な事例を取り上げながら、現代の医療制度の現状とその当面する課題を具体的に理解できるようにすること。

イ 内容の(3)のアについては、湯液、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧等の現代における意義と役割を扱うこと。特に、代替医療が注目されていることと理療の果たす役割についても理解できるようにすること。

ウ 内容の(3)のウについては、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧のアジアを中心とした諸外国における現状も取り扱い、日本における理療の役割について理解を促すよう具体的に

指導すること。

エ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する観点から、理療従事者の心構えや倫理観、患者の権利、守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

オ 内容の(6)のアについては、「医療法」、「医師法」等の概要を、イについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」等の概要を扱うこと。

【人体の構造と機能】

1 目 標

理療に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 解剖学の基礎

ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系

オ 人体の発生

(2) 人体の系統別構造及び生体の観察

ア 運動器系 イ 消化器系 ウ 呼吸器系

エ 泌尿・生殖器系 オ 内分泌系 カ 循環器系

キ 神経系 ク 感覚器系 ケ 主な部位の局所解剖

(3) 生理学の基礎

ア 生理機能の概要 イ 生体の物理化学的基礎

ウ 細胞の興奮性

(4) 人体の機能

ア 筋肉の働き イ 循環と呼吸 ウ 消化と吸収

エ 排泄 オ 代謝と体温 カ 内分泌 キ 生殖と成長

ク 神経の働き ケ 感覚

(5) 生体機能の協調

ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように実験・実習を取り入れるようにすること。

イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるよう配慮すること。

ウ 内容の(5)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、理療施術と関連の深いア、カ及びキに重点を置いて扱うこと。

ケについては、理療施術と関連の深い部位を中心に指導すること。特に、リスク管理の上で必要な部位に重点を置いて扱うこと。

【疾病の成り立ちと予防】

1 目 標

健康の保持増進、疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ア 衛生学・公衆衛生学の意義 イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

- (2) 健康の保持増進と生活
 - ア 健康の概念 イ 健康の管理 ウ 食生活と健康
 - (3) 生活環境と公害
 - ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
 - エ 公害
 - (4) 産業衛生、精神衛生及び母子衛生
 - ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生
 - (5) 生活習慣病
 - ア 生活習慣病の概念 イ 生活習慣病の発生要因
 - ウ 生活習慣病の予防対策
 - (6) 感染症対策
 - ア 感染症の概念 イ 感染症の発生要因
 - ウ 感染症の予防対策
 - (7) 消毒
 - ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用
 - (8) 疫学
 - ア 疫学の意義 イ 疫学の現状
 - (9) 衛生統計
 - ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計
 - (10) 疾病の一般
 - ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状
 - エ 疾病の経過、予後及び転帰
 - (11) 疾病の原因
 - ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化
 - (12) 各病変の概要
 - ア 循環障害 イ 退行性病変 ウ 進行性病変 エ 炎症
 - オ 腫瘍^{しゅよう} カ 免疫の異常とアレルギー
- 3 内容の取扱い
- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(7)については、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。
 - イ 内容の(5)及び(6)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。また、生活習慣病や感染症に関する最新の情報も扱うこと。
 - ウ 内容の(6)のウについては、免疫学についても扱うこと。
 - エ 内容の(10)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

【生活と疾病】

- 1 目 標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 診察法
 - ア 診断の意義 イ 診察法の基礎 ウ 検査法

(2) 主な症状の診察法

- ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸^{けい}肩腕痛
オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝^{しつ}痛 ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労 コ その他の症状

(3) 治療法

- ア 治療法の基礎 イ 治療法の実際

(4) 臨床心理

- ア 臨床心理の一般 イ 心理療法の概要

(5) 系統別疾患

- ア 運動器疾患 イ 神経系疾患 ウ 呼吸器疾患
エ 血液・循環器疾患 オ 消化器疾患
カ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症 キ 泌尿・生殖器疾患
ク 感染症 ケ その他の疾患

(6) リハビリテーションの一般

- ア リハビリテーションの概念と歴史
イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学
ウ 診察、評価、治療計画と記録 エ 運動学の基礎

(7) 主な疾患のリハビリテーション

- ア 整形外科疾患 イ 関節リウマチ ウ 片麻痺^ひ
エ 脳性麻痺^ひ オ 脊髄損傷^{せき}

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、理療と直接かかわりの深い事項に重点を置き、実習との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等を理解させるようにすること。

- イ 内容の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断を扱い、理療施術を行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

- ウ 内容の(3)のイについては、代表的な治療法と適応疾患を中心に扱うこと。

- エ 内容の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状及び治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、理療施術の有効性との関連を考慮し、理療と直接かかわりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床理療学」と関連付けて扱うこと。

- オ 内容の(6)については、チーム医療としてのリハビリテーションの過程を、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導すること。

- カ 内容の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、理療と直接かかわりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。

【基礎理療学】

1 目 標

東洋医学の概念、理療施術の意義及び治効理論について理解させ、施術を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 東洋医学の基礎

- ア 東洋医学の意義と特色 イ 陰陽五行論 ウ 臓腑経絡論
- エ 気血、営衛、津液 オ 病因 カ 証
- (2) 東洋医学の診断と治療
 - ア 日本の伝統医学的診断と治療 イ 現代の中医学的診断と治療
- (3) 経絡と経穴
 - ア 臓腑経絡とその流注 イ 経穴 ウ その他の特定穴
- (4) 経絡、経穴と現代医学
 - ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯
- (5) 理療施術の概要
 - ア あん摩 イ マッサージ ウ 指圧 エ はり
 - オ きゅう カ 理療の臨床応用
- (6) 理療施術の治効理論と関連学説
 - ア 刺激の伝達 イ 身体組織・器官への影響
 - ウ 生体反応と治効メカニズム エ 関連学説
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、理療に対する研究的な態度を培うようにすること。
 - イ 内容の(1)から(4)までについては、理療施術との関連を重視して扱うこと。
 - ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、理療の臨床効果という観点から指導すること。また、「人体の構造と機能」との関連を考慮して扱うこと。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。
 - イ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床において理療施術を行うことの適否についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による施術法についても扱うこと。エについては、特殊な鍼法も扱うこと。
 - ウ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

[臨床理療学]

- 1 目 標
 - 診察に基づいて、理療施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 臨床理療学の基礎
 - ア 臨床理療学の意義と役割 イ 施術対象者の心理と施術者の対応
 - (2) 東洋医学における診断、治療の原則
 - ア 診察 イ 施術計画 ウ 施術原則 エ 記録
 - (3) 健康と理療施術
 - ア 健康観と疾病観 イ 健康の保持増進のための理療施術
 - ウ 生活習慣病予防のための理療施術 エ その他の健康療法
 - (4) 主な症状の理療施術
 - ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸肩腕痛
 - オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝痛 ク 高血圧と低血圧
 - ケ 筋疲労 コ その他の症状
 - (5) 主な疾患の理療施術

ア 筋筋膜炎、^{けんしやう} 腱鞘炎 イ ^{ねんざ} 捻挫、^{きゆう} 脱臼、骨折
ウ 関節リウマチ エ ^ひ 片麻痺 オ ^ひ 末梢神経麻痺
カ アレルギー疾患 キ ^{ぜん} 気管支喘息 ク 狭心症
ケ 糖尿病 コ その他の疾患

(6) 高齢者に対する理療施術

ア 高齢者の心身機能の特徴
イ 高齢者の主な症状に対する理療施術
ウ 要介護・要支援高齢者に対する理療施術

(7) スポーツ領域における理療施術

ア スポーツ障害・外傷の一般
イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
ウ 主なスポーツ障害・外傷の理療施術

(8) 産業衛生における理療施術

ア 仕事と健康 イ 事業所内理療従事者の業務と役割
ウ 主な職業起因性症状の理療施術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。
イ 指導に当たっては、「理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。
イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。
ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて扱うこと。
エ 内容の(6)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて扱うこと。
オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

【地域理療と理療経営】

1 目 標

現代社会における理療の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、理療経営の実践的な知識を習得させる。

2 内 容

(1) 理療と社会

ア 理療の業務と開業 イ 理療と医療・福祉制度
ウ 諸外国における^{しんきゆう} 鍼灸、徒手による施術

(2) 高齢社会の現状と課題

ア 高齢社会の現状と課題への対応 イ 高齢者介護と社会保障制度

(3) 理療と経営

ア 経営の一般 イ 施術所の開設準備と諸制度
ウ 経営の管理と運営 エ 経営の展開と実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、体験的な学習や問題

解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては、諸外国における鍼灸^{しんきゅう}、徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し、理療の発展の可能性を考察できるようにすること。

イ 内容の(3)については、経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

[理療基礎実習]

1 目 標

理療に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 理療施術への導入

ア 施術室の管理と清潔保持の実際 イ 施術上の注意

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

(3) はり基礎実技実習

ア 刺鍼^{しん}の方法 イ 刺鍼^{しん}の手技 ウ 特殊な鍼法^{しん}

(4) きゅう基礎実技実習

ア きゅう施術の基礎 イ 各種の施灸法^{きゅう}とその実際

(5) 理療応用実技実習

ア 評価と理学的検査の実際 イ 運動療法の応用

ウ 物理療法の応用

(6) 理療総合実技実習

ア 総合実技の基礎 イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「生活と疾病」、「基礎理療学」及び「臨床理療学」との関連を重視し、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるようにすること。

イ 内容の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については、運動法の基本等についても扱うこと。

ウ 内容の(3)のウについては、小児鍼^{しん}及び皮内鍼^{しん}を中心に指導すること。

エ 内容の(4)については、施灸^{きゅう}の基本及び各種の施灸法^{きゅう}を生徒の視覚障害の状態に応じて具体的に指導し、臨床に生かすことができるようにすること。

オ 内容の(5)のア及びイについては、片麻痺^{ひまひ}の評価及び機能回復訓練の基本を含めて扱うこと。

カ 内容の(6)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床理療学」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

[理療臨床実習]

1 目 標

理療に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う実践的能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 校内実習

- ア 施術者と施術対象 イ 施術の実際
- ウ カルテの記載と管理 エ 症例検討
- オ 模擬患者との面接実習

(2) 校外実習

- ア 校外実習の目的 イ 校外実習の実際 ウ 経営の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法など、理療従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。
- イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、实际的に理解できるように指導すること。
- ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。
- エ 内容の(2)については、理療の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。
- イ 内容の(2)のイについては、多様な理療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する实际的な基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施術所見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

[理療情報活用]

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 理療と情報機器の活用

- ア 理療における情報機器活用の目的と意義 イ 個人情報の管理
- ウ 理療の現場における情報システム

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 理療に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理療の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理療に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及

び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理療の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、理療の現場における個人情報の管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、理療援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

【課題研究】

1 目 標

理療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内 容

(1) 調査、研究、実験

(2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

(2) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。

(3) 臨床実習の指導に当たっては、理療施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

(3) 地域や、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する施術所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第5款 理学療法

第1 目 標

理学療法に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理学療法の本質と社会的な意義を理解させるとともに、リハビリテーションに寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

【人体の構造と機能】

1 目 標

理学療法に必要な人体の構造、機能及び心身の発達を系統的に理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 人体の構造

- | | | |
|----------|---------|--------|
| ア 解剖学の基礎 | イ 系統解剖 | ウ 体表解剖 |
| エ 機能解剖 | オ 解剖学実習 | |

(2) 人体の機能

- | | | |
|----------|------------|---------|
| ア 生理学の基礎 | イ 人体各器官の機能 | ウ 運動生理学 |
| エ 生理学実習 | | |

(3) 人体の運動

- | | | |
|----------|---------|---------|
| ア 運動学の基礎 | イ 身体の運動 | ウ 運動学実習 |
|----------|---------|---------|

(4) 人間の発達

- | | |
|-----------|------------------|
| ア 人間発達の基礎 | イ 各期における発達の特徴と評価 |
|-----------|------------------|

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 人体についての理解が、抽象的な概念の把握にとどまることのないようにするため、観察及び実験・実習を取り入れ、具体的、实际的に指導すること。
- イ 指導に当たっては、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるようにするため、これらの内容を相互に関連付けて取り扱うこと。また、理学療法において重要な運動機能面に重点を置いて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、模型、標本の活用や実習、生体観察などを通して、人体の構造が实际的に理解できるようにすること。
- イ 内容の(3)のウについては、上肢、下肢及び体幹の動き、各種の姿勢と日常生活における動作などの分析を扱うこと。

【疾病と障害】

1 目 標

疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 病理学の概要

- | | | |
|----------|------|------|
| ア 病理学の基礎 | イ 病因 | ウ 病変 |
|----------|------|------|

(2) 内科疾患

- | | |
|----------|----------|
| ア 内科学の基礎 | イ 主な内科疾患 |
|----------|----------|

(3) 整形外科疾患

- ア 整形外科学の基礎 イ 主な整形外科疾患
- ウ スポーツ障害・外傷

(4) 神経内科疾患

- ア 神経内科学の基礎 イ 神経症候学 ウ 主な神経内科疾患

(5) 精神科疾患

- ア 精神医学の基礎 イ 主な精神科疾患

(6) 小児科疾患

- ア 小児科学の基礎 イ 主な小児科疾患

(7) 高齢者の疾患

- ア 老年医学の基礎 イ 主な高齢者の疾患

(8) 臨床心理学

- ア 臨床心理学の基礎 イ 臨床心理学の応用

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療などを系統的に理解できるよう取り扱うこと。

イ 内容の(2)から(7)までについては、理学療法と関係の深い代表的な疾患に重点を置いて扱うこと。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、循環器系、呼吸器系及び代謝系に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(3)については、救急の一般や消毒法の概要についても扱うこと。

ウ 内容の(4)のイ及びウについては、理学療法と関係の深い中枢神経疾患及び末梢神経疾患に重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(7)のアについては、^{えんげ}嚥下の仕組みについても扱うこと。

オ 内容の(8)のイについては、患者の心理、臨床心理学的検査法、心理療法及びカウンセリングなどを扱うこと。

【保健・医療・福祉とリハビリテーション】

1 目 標

保健・医療・福祉の体系及びリハビリテーションについて理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 保健・医療・福祉の体系

- ア 保健・医療・福祉の概要 イ 各種の保健・医療・福祉制度

- (2) リハビリテーション

- ア リハビリテーションの概要 イ 主要疾患のリハビリテーション

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、内容が抽象的な概念の把握にとどまることのないよう症例紹介や保健・医療・福祉及びリハビリテーション施設の見学などを交えて取り扱うこと。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、理学療法と関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題について扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、その原因、症状、経過及び予後並びにリハビリテーション治療の概要を扱うこと。

【基礎理学療法学】

1 目 標

理学療法の概要を理解させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 理学療法の概要

- ア 理学療法の基礎 イ 職業倫理と職場環境
- ウ 理学療法研究法 エ 疾病・障害の予防に関する指導法
- オ 健康増進に関する指導法

(2) 関係法規

- ア 理学療法士及び作業療法士法 イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、症例を提示したり、臨床現場及び福祉施設などの見学を交えたりすることによって、総合的、実的に理解させるよう取り扱うこと。また、理学療法士と他の職種とのチーム医療の大切さについても触れること。
- イ 内容の(1)については、統計学、教育学や情報科学などとの関連を図りながら指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)のアについては、理学療法の医療における位置付け、理学療法士の関連組織も含めて扱うこと。イについては、リハビリテーションに寄与する観点から、医療従事者としての心構えや倫理観について扱うこと。
- イ 内容の(2)のイについては、「医師法」などの概要を扱うこと。

[理学療法評価学]

1 目 標

理学療法評価法に関する知識と技術を習得させ、理学療法を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 理学療法評価法

- ア 理学療法評価法の基礎 イ 各種の理学療法評価法
- ウ 理学療法評価法実習

(2) 運動学的評価法

- ア 運動学的評価法の基礎 イ 運動・動作の分析の方法

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、基礎的な実習を十分に行うとともに、具体的な症例を取り上げること。また、機械・器具などを工夫して生徒の視覚障害の状態に応じた適切な指導ができるよう配慮すること。
- イ 「理学療法治療学」及び「臨床実習」との関連を図りながら、医学的な一般評価、心理学的評価や社会的評価も扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)のイについては、運動機能の評価に重点を置いて扱うこと。また、リスク管理としてのバイタルサインの評価の重要性について十分に指導すること。
- イ 内容の(2)のイについては、人体の運動に関する基礎的な知識を踏まえ、各種の疾患や障害の運動学的評価と考察の方法、治療計画への応用などを扱うこと。

[理学療法治療学]

1 目 標

理学療法の治療に関する知識と技術を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 運動療法

- ア 運動療法の基礎 イ 各種の運動療法
- ウ 各障害に対する運動療法 エ 運動療法実習

(2) 物理療法

- ア 物理療法の基礎 イ 各種の物理療法 ウ 物理療法実習

(3) 義肢装具

- ア 義肢装具の基礎 イ 義肢 ウ 装具
- エ 義肢装具の実習

(4) 日常生活活動

- ア 日常生活活動の基礎 イ 日常生活活動の評価
- ウ 日常生活活動の訓練及び指導法

(5) 理学療法技術論

- ア 理学療法技術論の基礎 イ 疾患別理学療法治療の方法
- ウ 疾患別理学療法治療の実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、基礎実技の実習に重点を置いて実際に理解させるとともに、リスク管理について取り扱うこと。
- イ 内容の(4)については、「地域理学療法学」と関連付けながら指導内容が重複しないよう扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、疾病や障害に対する運動療法にとどまらず、スポーツ、レクリエーションなども扱うこと。
- イ 内容の(5)については、健康増進のための理学療法なども扱うこと。また、診療記録の仕方や管理なども扱うこと。

[地域理学療法学]

1 目 標

地域理学療法に関する知識を習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 地域理学療法の概要

- ア 地域理学療法の一般
- イ 地域理学療法における理学療法士の役割

(2) 地域理学療法各論

- ア 地域理学療法における生活評価 イ 地域理学療法の実際
- ウ 在宅ケアと生活指導 エ リハビリテーション関連機器

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 地域における理学療法を効果的に実践できるようにするため、症例検討や在宅訪問などを取り入れて指導すること。
- イ 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、内容が重複しないよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)のイについては、保健所、福祉施設等における理学療法を扱うこと。ウについては、在宅ケア対象者の介護及び家族を含めた生活指導を中心に扱うこと。その際、施設等への通院・通所者の在宅ケア等についても扱うこと。

【臨床実習】

1 目 標

理学療法に必要な知識と技術を総合的に習得させ、理学療法を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 理学療法の見学実習

ア 医療機関の見学実習 イ その他の施設の見学実習

(2) 理学療法の臨床実習

ア 症例観察と評価実習 イ 総合臨床実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう指導方法を工夫すること。

イ 内容の(2)については、各疾患や各障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう病院、施設を選択し、臨床実習指導者との密接な連携を図りながら扱うこと。

ウ 臨床実習に当たっては、リスク管理に留意するとともに、生徒の安全と健康管理にも十分留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、地域における様々な施設での理学療法の実際を見学できるよう配慮して扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、臨床に必要な症例報告の書き方や症例研究の方法などを含めて扱うこと。

【理学療法情報活用】

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理学療法の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野

ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 理学療法と情報機器の活用

ア 理学療法における情報機器活用の目的と意義

イ 個人情報の管理 ウ 理学療法の現場における情報システム

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 理学療法に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理学療法の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理学療法に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情

報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理学療法の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用 の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、理学療法の現場における個人情報の管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、理学療法援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

【課題研究】

1 目 標

理学療法に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内 容

(1) 調査、研究、実験

(2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

(2) 臨床実習を行うに当たっては、実習施設との連絡調整の下に指導計画を綿密に作成するとともに、生徒指導に十分留意すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互の密接な関連を図って取り扱うこと。

(2) 「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容は、作業療法との関連に留意して取り扱うこと。

(3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

(4) 地域や医療機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第6款 印 刷

第1 目 標

印刷に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、情報化社会の一端を担う印刷技術の向上と発展を図る能力と実践的な態度を育てる。

第2 各科目

【印刷概論】

1 目 標

印刷の原理や沿革と応用分野に関する基礎的な知識を習得させ、印刷の文化的価値を認識させる。

2 内 容

(1) 沿革

ア 印刷の歴史 イ 印刷のデジタル化

(2) 各種版式

ア 印刷の機能と方法 イ DTP

(3) 製版及び印刷の概要

ア 製版方法 イ 写真製版 ウ 校正 エ CTP

(4) 企画・編集

ア 印刷物の企画と設計 イ 原稿作成 ウ デジタルデータ

(5) 製本

ア 製本の基礎 イ 出版の実際

(6) 印刷商品

ア 印刷商品の形態と機能 イ 電子出版

(7) 印刷技術の利用

ア 産業分野での印刷

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、印刷に関する教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。

イ 内容の(5)については、「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、時代の進展とともに、情報や伝達的手段が変化していくことを理解させ、印刷の文化的な役割の担い手としての態度の育成に努めること。

イ 内容の(3)については、製版及び印刷の作業手順、コンピュータを利用した印刷物の製作等について触れること。

ウ 内容の(6)については、印刷商品の生産流通、消費などの生活環境の変化についてその概要を扱うこと。

エ 内容の(7)については、生徒の実態に応じて、特殊印刷や高品位印刷などについて触れること。

【写真製版】

1 目 標

写真及びコンピュータを応用した製版及び印刷の技術に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 写真製版の概要

ア 製版カメラの機能と操作 イ モノクロ製版とカラー製版

ウ コンピュータ製版

(2) 平版製版

ア 平版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

(3) 凸版製版

ア 凸版製版の種類 イ 製版工程と製版材料

- (4) 凹版製版
 - ア 凹版製版の種類 イ 製版工程と製版材料
- (5) 電子製版
 - ア スキャナの機能 イ 色分解と色再現
- (6) その他の製版
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「写真化学・光学」、「画像技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら取り扱い、写真製版の基礎的な知識や技術の習得を促すよう留意すること。
 - イ 内容の(5)については、スキャナによる電子製版に関して、「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、コンピュータを活用し、イメージセッタにより製版する方法について具体的に扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、生徒の実態に応じて、オフセット印刷における最新の技術について触れること。
 - ウ 内容の(6)については、写真製版を応用した技術やC T P、D T P等の製版方法に触れること。

【印刷機械・材料】

- 1 目 標

製版及び印刷に用いられる機械・器具及び材料等に関する基礎的な知識を習得させ、その適切な選択と使用及び保守・管理を行う能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 各種印刷機械の構造と分類
 - ア 構造と機能 イ コンピュータと印刷関連機器
 - (2) 製本機械、紙器加工機械及びその他の製版印刷機器類
 - ア 製本機械 イ 紙器加工機械 ウ 製版印刷機
 - エ オンデマンドプリンタ
 - (3) 印刷用紙
 - ア 製紙工程 イ 紙の種類、特性、規格
 - (4) 印刷用インキ類
 - (5) 印刷写真用材料・薬品
 - ア 写真感光材料 イ 現像処理材料 ウ 製版印刷材料
 - エ 磁気記録材料
 - (6) その他の製版印刷用材料
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
 - イ 内容の(6)については、材料相互の関連を考えさせながら、製版印刷用材料を活用する能力の育成に努めること。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)及び(2)については、各種機械・機器の扱い方、整備、保守等について具体的に扱うこと。
 - イ 内容の(3)については、紙とインキのトラブルやその対応策に触れること。
 - ウ 内容の(4)については、印刷用のインキの組成と特徴について具体的に扱うこと。
 - エ 内容の(5)については、それぞれの材料に関して、その特徴や用途を重点的に扱うこと。

オ 内容の(3)、(4)、(5)及び(6)については、自然及び環境保護等について触れること。

[印刷デザイン]

1 目 標

グラフィックデザイン分野における図案・製図に関する基礎的な知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と感性を養う。

2 内 容

(1) 色の体系

ア 色の三属性 イ 感情効果 ウ 配色 エ 混色と知覚

(2) フィニッシュワークの基礎

(3) 構成の原理

ア ハーモニー イ バランス ウ リズム

(4) レタリング

ア 書体の役割 イ 文字の基本と書き方 ウ バランス

(5) ポスター

ア 伝達の内容 イ 造形的な表現

(6) コンピュータによる画像構成

ア コンピュータグラフィックスの意義と技法

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、特に生徒の感性を養い、芸術性を考慮した表現ができるよう留意すること。

イ 内容の(1)及び(2)については、実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

ウ 内容の(3)については、平面構成を中心に、デザイン制作に役立つよう指導すること。

エ 内容の(4)から(6)までについては、具体的な資料の活用や作品の鑑賞などを通して、生徒が意欲的に作品制作を行うことができるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、ポスターカラー、カラーインキ、色紙など多様な種類の材料の使用に留意すること。

イ 内容の(2)については、生徒の実態に応じて、製図機器が適切に使用できるようにすること。

ウ 内容の(4)については、生徒の実態に応じて、レタリングの活用の実際についても触れること。

[写真化学・光学]

1 目 標

一般写真の化学及び光学に関する基礎的な知識を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 光及び色彩

ア 光学的な理論と実験 イ 色彩理論

(2) カメラ原理

ア カメラの構造 イ カメラの選択と使用、管理

(3) 一般写真用感光材料

ア 各種感光物質 イ 光化学反応

(4) 現像処理

ア 各種薬品の性質と使用法 イ 現像液の調合

- (5) 製版用光源
 - ア 特性 イ 使用と管理
- (6) 製版カメラ
 - ア 構造と特性 イ 操作と管理
- (7) 製版用感光材料
 - ア 特性 イ 使用と管理
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習、観察等を通して、一般写真の化学及び光学に関する基礎的な知識や技術が習得されるよう留意すること。
 - イ 内容の(3)については、カラー写真に関して、「写真製版」と関連させながら扱うこと。
 - ウ 内容の(5)及び(7)については、各種製版用光源の特性と使用感光材料の性質とを関連させながら扱うこと。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(3)については、各種感光物質の組成や光化学反応の理論等の概要を扱うこと。
 - イ 内容の(6)については、内容の(2)との関連を図り、製版カメラの構造、特性等を重点的に扱うこと。

【文書処理・管理】

- 1 目 標

文書処理・管理に関する知識と技術を習得させ、これを印刷に応用する能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 各種文書
 - ア 種類と形態
 - (2) 文書構成
 - ア 構成要素の配置 イ 文書作成の要領
 - (3) コンピュータの活用
 - ア コンピュータの機能 イ 応用文書の作成
 - (4) 機器の管理
 - ア 使用機器の管理 イ 周辺装置の管理
 - (5) 文書の整理と保管
 - ア 文書情報の活用 イ 機密保持
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、コンピュータの操作に習熟するとともに、文書の作成や管理についての実践的な態度の育成や能力の向上に留意すること。
 - イ 内容の(1)から(3)までについては、相互に関連付けながら指導し、コンピュータを使用して、適切に文書が作成できるようにすること。
 - ウ 内容の(5)については、情報の活用や整理方法及び機密保持などの観点から、文書管理の意義が理解できるようにすること。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(5)については、文書ファイリングの必要性和方法、各種記憶媒体による文書管理や文書交換の概要を扱うこと。

【印刷情報技術基礎】

- 1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、印刷の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育て

る。

2 内 容

(1) 情報社会と情報機器

ア 情報社会 イ 情報機器の活用分野

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 情報機器と情報通信ネットワーク

ア 情報機器の仕組み イ プログラミング

ウ 情報機器の活用 エ 情報通信ネットワークの仕組み

(4) 印刷と情報機器の活用

ア 印刷における情報機器の活用の目的と意義

イ 印刷における情報機器の活用の実際 ウ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、情報機器を印刷に応用するための基礎的な知識と技術の習得を図ること。また、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留意すること。

イ 印刷に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、印刷の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の印刷に関する各科目と関連付けて指導すること。

ウ 内容の(4)については、「画像技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)のイについては、基本的な各種プログラム言語の機能とその利用方法について扱うこと。ウについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。エについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理及び発信について体験的に理解させること。

エ 内容の(4)については、生徒の実態に応じて、印刷に関する分野における最新の情報機器の活用についても触れること。

【画像技術】

1 目 標

コンピュータを利用した画像技術に関する知識と技術を習得させ、印刷の技術革新に対応できる能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 画像技術の基礎

ア 文字と画像 イ 2進法 ウ 加法混色、減法混色

(2) 画像の記憶と再現

ア 文字や画像と電気信号 イ ビットの意味

(3) コンピュータによる画像処理

ア 文字や図形の処理 イ スキャナの原理

(4) 画像の伝送

ア 画像伝送の原理 イ 伝送法

ウ 圧縮技術とインフラストラクチャー

(5) 印刷における画像技術

- ア 文字と画像の処理システム イ トータルスキャナシステム
ウ 入力機器と出力機器

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、「印刷概論」、「印刷機械・材料」、「印刷情報技術基礎」及び「印刷総合実習」と関連させながら、コンピュータを活用し画像処理の基礎的な知識と技術を習得させること。また、産業現場の見学や実習等指導方法の工夫に努めること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、文字と画像をコンピュータ上で扱う際の基礎的な知識と技術、印刷における画像処理に必要な加法混色及び減法混色の概要について扱うこと。
イ 内容の(3)については、各種機器を活用したコンピュータにおける画像表現の概要について扱うこと。
ウ 内容の(4)については、ファクシミリ等のアナログ伝送の原理、データのデジタル伝送の原理等、画像伝送の基礎的な内容を扱うこと。
エ 内容の(5)については、生徒の実態に応じて、DTP等の文字と画像の処理システムについて扱うこと。

【印刷総合実習】

1 目 標

印刷に関する知識と技術を総合的に習得させ、これを実際の印刷において活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

- (1) 組版実習
ア 文字組版実習 イ 電子組版実習 ウ 作図作業実習
- (2) 製版実習
ア 平版実習 イ 写真製版実習 ウ 刷版製版実習
- (3) 印刷実習
ア オフセット印刷実習 イ 凸版印刷実習
ウ グラビア印刷実習 エ 孔版印刷実習 オ 特殊印刷実習
- (4) 文書処理実習
- (5) 情報技術実習
ア プログラミング実習 イ 制御、通信に関する実習
ウ 印刷の応用に関する実習
- (6) 画像技術実習
ア カラースキャナに関する実習 イ 色再現に関する実習
- (7) その他印刷に関する実習
ア 製本や加工に関する実習
イ コンピュータによる製版印刷に関する実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、他の印刷に関する科目との関連を図り、企画から納品までの流れを総合的に理解できるよう留意すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(2)については、写真製版やコンピュータによる製版に重点を置いて行うこと。
イ 内容の(3)については、平版印刷のうちオフセット印刷を中心に行うこと。
ウ 内容の(4)については、文書の作成、受信、発信、整理、保管等文書処理に関する課題を設定した実習を中心に行うこと。
エ 内容の(6)については、電子的に色分解する技術と知識を養うとともに、適切なカラー

原稿の見方や各種色再現について扱うこと。

【課題研究】

1 目 標

印刷に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内 容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 指導に当たっては、職業人としての心構えや倫理観の育成に留意すること。
- (3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の内容については、技術革新の進展に対応し、新技術を導入することが大切であるが、生徒の実態に応じて、適切な指導内容の精選に努めること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

第7款 理容・美容

第1 目 標

理容・美容に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、理容・美容を通して、公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

【理容・美容関係法規】

1 目 標

理容・美容に関する法規及び制度について理解させ、理容・美容業を適切に行うために必要

な能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 衛生行政

ア 衛生行政の仕組みと意義 イ 保健所の組織と活動

(2) 理容師法及び美容師法

ア 沿革と目的 イ 理容師及び美容師の資格

ウ 理容所及び美容所の開設 エ 罰則規定

(3) 関係法規

ア 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

イ 消費者保護関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)及び(2)については、理容所や美容所、保健所の見学等を通して、理容師や美容師の役割や理容・美容業の意義についての自覚を促すようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、衛生行政の組織のうち、特に、理容・美容業と関係の深い保健所の組織と活動を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、特に理容師や美容師の業務上の遵守事項等について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理容・美容の業務との関連を図り、関係法規の概要について扱うこと。

【衛生管理】

1 目 標

環境衛生の意義と目的について理解させるとともに、感染症の予防、消毒法に関する知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 公衆衛生概説

ア 公衆衛生の意義と歴史 イ 保健所と理容・美容業

(2) 環境衛生

ア 環境衛生概論 イ 環境衛生各論

ウ 理容所及び美容所における環境衛生

(3) 感染症

ア 感染症の種類と発生原因 イ 感染症の予防

ウ 理容・美容と感染症

(4) 衛生管理技術

ア 消毒の意義と目的 イ 消毒法の種類 ウ 消毒法の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容保健」と関連させながら、理容・美容業における衛生措置の実践的な知識と技術の習得を図ること。

イ 内容の(4)については、器具の消毒が、理容・美容の業務を衛生的に行う上で、特に重要なものであることから、実験・実習を通して、その意義を理解させ、消毒に関して必要な適切な技術等の習得に努めること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、公衆衛生と理容・美容業との結び付き、理容師や美容師の責務、保健所の業務等を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、環境と健康、衣食住の衛生、廃棄物処理と環境保全等を重点的に扱うこと。

- ウ 内容の(3)については、感染症の種類等、理容・美容と関係の深い事項を重点的に扱うこと。
- エ 内容の(4)については、消毒器具の取扱い、消毒薬の保管方法等の概要を扱うこと。

[理容・美容保健]

1 目 標

人体、皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 人体の構造と機能

- ア 人体の構造 イ 人体の調整機能 ウ 骨格、筋
エ 循環、呼吸 オ 消化、排泄 カ 神経と感覚器

(2) 皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能

- ア 構造 イ 生理作用

(3) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

- ア 皮膚に影響を及ぼす因子 イ 保護と手入れ ウ 疾患

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、各種の模型や標本の活用、ビデオ教材等の工夫によって、専門的な知識の習得を図ること。
- イ 内容の(2)及び(3)については、「理容・美容の物理・化学」や「衛生管理」と関連させながら、皮膚疾患とその感染経路、病原菌と消毒法及び予防法に関する的確な知識と技術を習得させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、人体の構造と機能に関する基礎的な内容を、各器官の疾病と保健に関連させながら扱うこと。
- イ 内容の(2)については、皮膚及び皮膚付属器官の構造や生理作用の概要を指導するとともに、特に、毛髪の保健衛生については重点的に扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、皮膚及び皮膚付属器官に影響を与える因子、その性状に合った保護と手入れの方法等を重点的に指導すること。

[理容・美容の物理・化学]

1 目 標

理容・美容器具や香粧品等に関する科学的知識を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 理容・美容に関する物理

- ア 力、熱、光 イ 理容・美容と機械・器具

(2) 香粧品に関する化学

- ア 物質の構造 イ 化学反応と化合物 ウ 水と金属
エ 香粧品概論 オ 香粧品の種類と原料
カ 基礎香粧品の使用目的と取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、実験・実習や観察を重視するとともに、「理容・美容保健」、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら、実際の知識の習得を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、熱伝導、光、電磁気など理容・美容にかかわりのある物理の基本的な原理と機械・器具の構造や機能を関連させながら、その操作方法について扱うこと。
- イ 内容の(2)については、溶液の性質、香粧品の原料、洗浄剤の種類等、香粧品に関する化学及び化粧品の成分の変更等の概要を扱うこと。

【理容・美容文化論】

1 目 標

理容・美容の業務を行うために必要な美的感覚を身に付けるとともに、豊かな表現力と鑑賞力を養う。

2 内 容

(1) 理容・美容文化史

- ア 理容・美容の変遷 イ 流行の影響

(2) 理容・美容デザイン

- ア 造形の意義と応用 イ 色彩の意義と応用

(3) 服飾

- ア 服飾の歴史 イ 理容・美容業と服飾

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、美的感覚、表現力、鑑賞力を養うために、芸術科等と関連させながら指導すること。また、生徒の興味・関心に即して、見学の機会を設けるなどして、ファッションを概括的に取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、時代や地域を象徴するファッションを基に、その特徴や時代背景等について扱うこと。

イ 内容の(2)については、色彩や造形の原理等、基礎的な内容を中心に、理容・美容と関連させながら扱うこと。

ウ 内容の(3)については、時代や地域を象徴する服飾を基に、その特徴や機能、ファッション性等の概要を扱うこと。

【理容・美容技術理論】

1 目 標

理容・美容に関する基礎的な知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を衛生的、能率的に実践する態度と習慣を養うとともに、これを適切に行う能力を育てる。

2 内 容

(1) 基礎技術

- ア 理容・美容技術の意義 イ 理容・美容技術と人体各部の名称
ウ 作業姿勢

(2) 器具類の取扱い

- ア 種類と使用目的 イ 形態と機能 ウ 選定法と手入れ
エ 理容所と美容所の設備・備品

(3) 頭部技術

- ア ヘアデザインとカッティング イ シャンプー技術とリンシング
ウ 頭部マッサージとヘアトリートメント
エ ヘアセッティングの種類と特徴

(4) 理容の顔面技術

- ア シェービング イ 顔面処置技術

(5) 特殊技術

- ア 染毛技術 イ 美顔術

- (6) 美容の和装技術
- 3 内容の取扱い
- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、「理容実習」及び「美容実習」と関連させて取り扱うこと。また、理容所や美容所の施設等とその業務の見学や器具、用具類の操作等を通して、具体的に知識と技術を習得させること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、実際の業務において必要とされる理容師や美容師としての心構えや倫理観、衛生措置等の概要を扱うこと。
- イ 内容の(3)については、基礎となるヘアデザインを中心に、各種頭部技術の概要について扱うこと。
- ウ 内容の(5)については、染毛技術における薬剤の取扱いに重点を置いて扱うこと。
- エ 内容の(6)については、日本髪の由来や名称及びその特徴、着付け技術等に重点を置いて扱うこと。

[理容・美容運営管理]

- 1 目 標
- 理容・美容業にかかわる運営管理の基本的事項及び適切な接客方法を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。
- 2 内 容
- (1) マーケティング
- ア マーケティングの概要 イ 理容・美容業とマーケティング
- (2) 経営管理
- ア 企業と経営 イ 理容・美容業と経理
- (3) 労務管理
- ア 労務管理の概要 イ 社会保障制度
- ウ 作業管理と健康管理
- (4) 接客法
- ア 接客法の基本 イ 事故及びトラブルの処理
- 3 内容の取扱い
- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、経営管理や労務管理の理論的、技術的な学習にとどまることなく、理容・美容の業務に関する職業観の育成に努めること。
- イ 内容の(4)については、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら指導すること。また、理容所や美容所の施設等における実習等を通して、実践的な態度と能力を育てること。なお、接客法の指導に当たっては、個々の生徒のコミュニケーション手段の特性に合わせて、的確な接客法が身に付くよう留意すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、マーケティング理論の概要、理容業界や美容業界の現状等を、具体的な事例を基に指導すること。
- イ 内容の(2)については、経営管理や事務にかかわる基本的な理論と事例について扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、労務管理の目的や範囲について関係法規と関連させながら扱うこと。
- エ 内容の(4)については、社会生活におけるエチケットの必要性に触れるとともに、実習を通して、接客の意義、接客用語等を重点的に扱うこと。

[理容実習]

1 目 標

理容に関する技術を総合的に習得させ、理容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え イ 作業位置と姿勢 ウ 施設の衛生管理

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

(3) 頭部技術実習

ア スタンダードヘアにおけるカッティング技法の実習
イ デザインヘアにおけるカッティング技法の実習
ウ ヘアセッティング技法の実習 エ シャンプー技術の実習
オ 理容マッサージ技法の実習

(4) 顔面技術実習

ア シェービング技術の実習 イ 顔面処置技術の実習

(5) 特殊技術実習

ア 染毛技術の実習
イ フェイスマッサージ及びトリートメント技術の実習

(6) 総合実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、理容師としての専門的な技術の習得を図ること。
イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。
イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法や研磨方法等を重点的に扱うこと。
ウ 内容の(3)については、カッティングの準備から事後処置までの順序や各種技法の特徴等を中心に、頭部処置の実際を扱うこと。
エ 内容の(4)については、フェイスシェービング及びネックシェービングの準備から事後処置までの順序や技法等を中心に、顔面処置の実際を扱うこと。
オ 内容の(5)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法等を扱うこと。

【美容実習】

1 目 標

美容に関する技術を総合的に習得させ、美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え イ 作業位置と姿勢 ウ 施設の衛生管理

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

(3) 頭部技術実習

ア トリートメント技術の実習 イ シャンプー技術の実習
ウ カッティング技法の実習 エ パーマネント技法の実習
オ ヘアセッティング技法の実習

(4) 特殊技術実習

- ア 染毛技術の実習 イ 美顔術とボディケア技術の実習
- ウ 化粧技法の実習 エ マニキュアとペディキュア技術の実習

(5) 和装技術実習

- ア 日本髪 イ 着付け技術の実習

(6) 総合実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、美容師としての専門的な技術の習得を図ること。
- イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。
- イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法等を重点的に扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、特にカッティング、カーリング及びワインディングについて基本的な技術の習得を図ること。
- エ 内容の(4)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を扱うこと。
- オ 内容の(5)については、伝統的なヘアスタイルの重要性に触れ、着付け技術の基礎的な内容の習得を図ること。
- カ 内容の(6)については、頭部技術実習や特殊技術実習等を組み合わせることにより、総合的に美容技術を扱うこと。

【理容・美容情報活用】

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理容・美容の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 理容・美容と情報機器の活用

- ア 理容・美容における情報機器活用の目的と意義
- イ 個人情報の管理 ウ 理容・美容における情報機器活用の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 理容・美容に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理容・美容の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理容・美容に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理容・美容業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理、顧客管理等の情報機器の活用について扱うこと。

【課題研究】

1 目 標

理容又は美容に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内 容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒が取得しようとする資格の種類に応じて、各科目の内容を選択して指導すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
- (3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (4) 地域や理容所、美容所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

第8款 クリーニング

第1 目 標

クリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、クリーニングを通して公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

【クリーニング関係法規】

1 目 標

クリーニングに関する法規について理解させ、クリーニング業を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 法制概要

- ア 法の意義と役割 イ 衛生法規の概要
- ウ 衛生行政の仕組みと意義

(2) クリーニング業法

- ア 沿革と目的 イ クリーニング師の免許等 ウ 細則

(3) 関係法規

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- イ 水質汚濁防止法 ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)及び(3)については、クリーニング業の関係法規及び従事者の健康保持、公害防止などに関し、事例を基に具体的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、法の役割と運用、衛生行政の仕組みなどについて、クリーニング業と関連させながら理解させること。
- イ 内容の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観及び遵守事項に触れること。
- ウ 内容の(3)については、ドライクリーニング溶剤の有害性、排水と環境汚染の関係、従事者の健康管理等の概要を扱うこと。

【公衆衛生】

1 目 標

公衆衛生に関する知識を習得させ、クリーニングを衛生的に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 公衆衛生の概要

- ア 公衆衛生の意義 イ 公衆衛生の歩みと課題

(2) 環境衛生

- ア 生物と環境 イ 生活の変化と環境の変化
- ウ 自然環境と社会環境 エ 環境衛生活動

(3) 予防衛生

- ア 疾病の予防 イ 母子保健 ウ 老人保健
- エ 精神保健

(4) 感染症

- ア 感染症と社会生活 イ 種類と発生要因 ウ 予防接種

(5) 消毒

- ア 消毒の意義と定義 イ 消毒の種類と方法
- ウ クリーニング業と消毒の必要性

(6) 環境への配慮

- ア 公害の種類と環境保全 イ クリーニング業と環境汚染対策

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)については、人と環境とのかかわり、科学技術の発展と環境汚染、環境保全の必要性などについて、事例を取り上げて具体的に指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)については、水、空気、日光や衣食住などへの関心を深め、公害や環境汚染と環境衛生活動とのかかわりについて理解させること。
- イ 内容の(3)及び(4)については、医学の進歩と高齢化の進展、疾病予防等の学習を踏まえ、感染症とクリーニングとのかかわりについて具体的に扱うこと。
- ウ 内容の(5)については、「クリーニング業法」に基づく被洗物の区分、消毒法と各種消毒薬の取扱い、従事者の業務停止等を取り上げること。
- エ 内容の(6)については、クリーニング業務に必要な環境汚染対策を重点的に指導すること。

【クリーニング理論】

1 目 標

クリーニングを科学的に行うために必要な知識を習得させ、これを実際に応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 衣服と汚れ

- ア クリーニングの歴史と目的 イ 着衣の目的
- ウ 汚れの種類 エ 汚れの付着機構

(2) クリーニングの科学

- ア クリーニングの三要素 イ 洗浄作用のメカニズム

(3) 水と洗浄作用

- ア 硬水と軟水 イ 硬水の欠点と軟化法

(4) 界面活性剤

- ア 界面活性剤の構造と性質 イ ビルダーの働きと種類
- ウ 補助剤の種類と働き

(5) 洗剤と溶剤

- ア 洗剤と溶剤の違い イ 洗剤と溶剤の働き

(6) ランドリー

- ア ランドリーとウェットクリーニング イ 被洗物と洗濯方式
- ウ ランドリーの工程

(7) ウェットクリーニング

- ア 被洗物 イ 洗剤と洗濯方法

(8) ドライクリーニング

- ア 溶剤と洗剤 イ 工程と洗浄方式 ウ 溶剤管理と清浄方法

(9) 特殊加工としみ抜き

- ア 各種加工の目的と種類 イ しみ抜きの用具と機器
- ウ しみの分類と判別 エ しみ抜きの方法

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、着衣に伴う汚れの種類や性質など、内容の(4)については、界面活性剤の種類等に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(6)については、ランドリーの特徴と適する被洗物、工程に沿った洗剤濃度や洗濯時間等に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(8)については、ドライクリーニングの特徴、有機溶剤の取扱いと人体に及ぼす影響、廃棄物の処理等に重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(9)については、しみ抜きに関する知識、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷等について扱うこと。

【織 維】

1 目 標

繊維製品に関する知識を習得させ、これをクリーニングに応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 繊維の種類

ア 繊維素材による分類

(2) 繊維の性質と判別

ア 各種繊維の性質 イ 各種繊維の判別

(3) 織物と編み物

ア 織物の組織と性質 イ 編み物の組織と性質

ウ 不織布など

(4) 繊維の各種加工

(5) 付属品や飾りのクリーニングと取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(4)については、各種繊維の特徴、判別方法及び加工等について実験・実習を通して理解させるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、各種繊維の用途や取扱い、内容の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革等に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(4)については、防水、防虫加工方法等、内容の(5)については、ボタンや飾り等の破損や熔解防止の方法について扱うこと。

【クリーニング機器・装置】

1 目 標

クリーニング機器や装置に関する知識と技術を習得させ、クリーニングを適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) ランドリー機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機 イ 糊煮器と湯沸器 ウ 乾燥機

エ ブラッシング器具

(2) ドライクリーニング機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機 イ 清浄装置

(3) 各種プレス機の構造と操作

ア ワイシャツプレス機類 イ ズボンプレス機類

ウ シーツローラー

(4) しみ抜き機器

ア 蒸気しみ抜き器 イ 超音波しみ抜き器

ウ ジェットスポッター

(5) ボイラー

ア ボイラーの構造 イ ボイラー用水の管理

(6) 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止

ア 蒸気バルブ イ 電源とモーター ウ 事故・危険防止

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(4)については、各種しみ抜き機器及び道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。

イ 内容の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検及び事故・危険防止に関する事項を関連させながら扱うようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に扱うこと。

【クリーニング実習】

1 目 標

洗濯、乾燥、仕上げ等のクリーニングに関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ、クリーニングを適切かつ効率的に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) ランドリー

ア 洗濯物の受付と仕分け イ ランドリーの実際

ウ 被洗物の種類別乾燥方法

(2) ウェットクリーニング

ア ウェットクリーニングの実際

イ ドライクリーニングした被洗物の取扱い ウ カーペット

(3) ドライクリーニング

ア ドライクリーニングの実際 イ 溶剤の管理と清浄方法

ウ 有機溶剤と廃棄物

(4) 仕上げ

ア ハンドアイロン仕上げ イ シーツローラー仕上げとたたみ方

ウ 各種プレス機による仕上げと手直し

(5) しみ抜き

ア しみの判別と使用薬品 イ しみ抜きの実際

ウ 薬品の取扱いと管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、クリーニング工場等の産業現場における見学や実習を通して、機器・装置が適切に扱えるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)から(3)までについては、それぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程等に重点を置いて指導すること。特に、内容の(3)については、溶剤の管理と清浄方法に留意して扱うこと。

イ 内容の(5)については、薬品の取扱い等を具体的に指導すること。

【課題研究】

1 目 標

クリーニングに関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内 容

(1) 調査、研究、実験

(2) 産業現場等における実習

(3) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(3)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上に

またがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (3) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、各種化学繊維、仕上げ機器等の発達を考慮して、科学的な知識と実際の技術の習得について、特に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

第9款 歯科技工

第1 目標

歯科技工に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、歯科医療の発展に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

【歯科技工関係法規】

1 目標

歯科技工に関する法規について理解させ、歯科技工の業務を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 法制概要

ア 法の概念と体系

(2) 衛生行政の組織

ア 衛生行政の仕組みと意義 イ 衛生行政の財政と活動

(3) 歯科技工士法総論

ア 歯科技工士免許と業務 イ 歯科技工所
ウ 罰則規定と附則等

(4) 関係法規

ア 歯科医師法 イ 歯科衛生士法

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(3)については、内容の(4)との関連を図り、歯科技工士法における基本用語の的確な理解を促すとともに、罰則規定や諸届についての理解を深めるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)及び(2)については、法制的仕組み及び国や都道府県の衛生行政の概要について扱うこと。
- イ 内容の(3)については、「歯科技工士法」の概要、歯科技工士免許の要件、歯科技工の業務等を総合的に理解させるとともに、職業人としての心構えや倫理観にも触れるようにすること。
- ウ 内容の(4)については、各医療従事者の業務内容等について歯科技工とのかかわりに重点を置いて指導すること。

【歯科技工学概論】

- 1 目 標
歯科技工及び口腔^{くわう}の機能と疾患の概要について理解させ、歯科技工に必要な能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 歯科技工総論
 - ア 歯科医療及び歯科技工の意義^{くわう} イ 歯科技工士の倫理
 - ウ 歯科技工の沿革 エ 口腔^{くわう}の構造と機能
 - オ 歯科及び口腔^{くわう}の疾患
 - (2) 歯科技工管理
 - ア 歯科技工業務の運営と管理 イ 作業環境と衛生
 - ウ 歯科技工士の健康管理
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)及び(2)については、歯科技工の概要を理解させるとともに医療従事者としての自覚を養うように努めること。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、歯科技工に必要な基礎的事項に重点を置いて扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、歯科技工業務の特徴を理解させ、その責務等を重点的に扱うこと。

【歯科理工学】

- 1 目 標
歯科技工に必要な歯科材料、機械・器具及び歯科鑄造に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 歯科理工学概論
 - ア 歯科理工の目的と意義 イ 歯科材料の性質
 - (2) 歯科技工材料
 - ア 金属材料 イ 高分子材料 ウ 無機材料
 - (3) 歯科技工用機器
 - ア 切削機器 イ 研磨機器 ウ 歯科技工関連機器
 - (4) 歯科鑄造
 - ア 歯科鑄造概説 イ 歯科鑄造用材料と器具
 - ウ 鑄造体の精度と適合
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習を中心とすること。
 - イ 内容の(4)については、「歯科技工実習」と関連させて扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、歯科材料の物理的、化学的性質、歯科材料と人体との関連、歯科材料の接着、歯科材料規格等の基礎的な内容について扱うこと。

イ 内容の(2)及び(3)については、相互に関連させて扱い、実的な知識と技術の習得を図ること。

ウ 内容の(4)については、歯科鑄造の目的と意義、その概要について扱うこと。

【歯の解剖学】

1 目 標

歯の解剖に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 口腔解剖

ア 口腔周囲の骨と筋 イ 顎関節と口腔

(2) 歯の解剖

ア 歯の概説 イ 永久歯と乳歯 ウ 歯周組織
エ 歯列弓と上下顎の位置関係

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「顎口腔機能学」との関連を図り、歯の解剖について総合的に理解させるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、口腔及び口腔周囲の概要について扱うこと。

イ 内容の(2)については、天然歯の観察により、歯の形態や歯群、歯の消化器系器官としての意義等を扱うこと。

【顎口腔機能学】

1 目 標

顎口腔系器官の機能と形態を理解させるとともに、咬合器の取扱い方を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 顎口腔機能学概論

ア 顎口腔系の機能、形態及びその維持

(2) 下顎運動と咬合

ア 下顎位と下顎運動 イ 咬合に関する指標等 ウ 咬合様式

(3) 咬合器の取扱い

ア 咬合器の機能と分類 イ 平均値咬合器
ウ 半調節性咬合器 エ 全調節性咬合器

(4) 義歯及び修復物の咬合

ア 修復物の咬合 イ 部分床義歯と全部床義歯

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)から(3)までについては、有床義歯技工実習及び歯冠修復技工実習よりも先行

して履修できるようにすること。

イ 内容の(4)については、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、顎口腔系器官の機能を、その形態と関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、各種の咬合様式等に関して、歯の接触関係を中心に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、平均値咬合器と半調節性咬合器の取扱い方に重点を置いて指導し、全調節性咬合器については、その概略を理解させることにとどめること。

【有床義歯技工学】

1 目 標

有床義歯技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 全部床義歯技工学

ア 全部床義歯の目的、分類、構成 イ 全部床義歯技工の基礎知識

ウ 全部床義歯の製作

(2) 部分床義歯技工学

ア 部分床義歯の目的、分類、構成 イ 部分床義歯技工の基礎知識

ウ 部分床義歯の製作

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 有床義歯については、「歯の解剖学」及び「顎口腔機能学」との関連を図り、症例実習を中心にして基礎的な技術の習得を図ること。

イ 有床義歯の製作の指導に当たっては、機能的回復と審美的回復に必要な知識の習得と態度の形成に努めるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、顎口腔を取り巻く骨、筋肉などの形態的特徴や機能的特徴について、咬合器と関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、残存歯との調和に配慮した人工歯排列及び咬合調整に重点を置いて扱うこと。

【歯冠修復技工学】

1 目 標

歯冠修復技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 歯冠修復技工学概論

ア 歯冠修復技工の目的と意義 イ 印象採得と作業模型

ウ 咬合採得と咬合器

(2) インレー

ア インレーの特徴 イ 窩洞形態と構成

ウ インレーの製作法

(3) 被覆冠

ア 一部被覆冠と全部被覆冠 イ 全部鑄造冠の製作法

ウ 前装鑄造冠の製作法

(4) 歯冠継続歯

ア 歯冠継続歯の特徴

(5) 架工義歯（橋義歯）

ア 架工義歯の特徴 イ 支台装置の種類と要件

ウ 橋体の種類と特徴

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」、^{がく}「顎口腔機能学」及び「有床義歯技工学」と関連させながら指導すること。

イ 内容の(1)については、内容の(2)から(5)までとの関連を図り、歯冠修復技工の意義と目的について理解させること。

ウ 内容の(3)のイについては、歯冠修復技工学の中心となる分野であることから、他の分野と関連させながら、的確な理解を深めるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア (2)から(5)のうち、(2)及び(3)を中心に扱い、それぞれの意義と製作順序に重点を置いて扱うこと。

[矯正歯科技工学]

1 目 標

矯正歯科技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 矯正歯科技工学概論

(2) 正常咬合と不正咬合

(3) 矯正装置と保定装置

(4) 矯正用模型

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」との関連を図り、矯正歯科技工の理論に基づいた基本的な技術の習得を促すよう留意すること。

イ 指導に当たっては、矯正歯科治療の考え方に基づき、矯正装置の役割や製作方法を理解させるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、矯正歯科治療の目的や進め方と関連させて扱うこと。

イ 内容の(3)については、基本的な矯正装置と保定装置を取り上げ、その構成や機能、材料の特性等を中心に扱うこと。

[小児歯科技工学]

1 目 標

小児歯科技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 小児歯科技工学概論

ア 歯、^{がく}顎、顔面の成長発育 イ 乳歯列期と混合歯列期

(2) 乳歯の歯冠修復

ア 成形充填^{てん} イ 被覆冠

(3) 咬合誘導装置^{こう}

ア 保隙装置^{げき} イ スペースリゲイナー ウ 口腔習癖除去装置^{くう}

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」との関連を図り、小児の成長発育に留意しながら、修復物、咬合誘導装置等の製作にかかわる基礎的な知識と技術の習得を促すこと。

イ 内容の(1)については、内容の(2)及び(3)との関連を図り、小児歯科技工の意義と目的を理解させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、小児の成長発育に伴う歯、顎^{がく}等の変化に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(3)については、乳歯の早期喪失等による症例の技工物を取り上げるなどして、基本的な製作方法の習得を図ること。

【歯科技工実習】

1 目 標

歯科技工に関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 有床義歯技工実習

(2) 歯冠修復及び架工義歯（橋義歯）技工実習

(3) 歯型彫刻技工実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械及び器具の理解を深め、基礎的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。また、安全管理や保健管理にかかわる知識の習得と態度の形成に努めること。

イ 臨床的模型上での実習を行うなど、多種多様な模型の活用を図り、適切な知識や技術の習得を促すこと。また、「歯の解剖学」、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら、生徒の実態に応じて適切に指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、臨床的模型を使用した全部床義歯の製作、内容の(2)については、鑄造冠のワックスアップの反復練習、内容の(3)については、石膏、ワックス及びレジンを使用した歯型彫刻に重点を置いて指導すること。

【歯科技工情報活用】

1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、歯科技工の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野

ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

- (3) 歯科技工と情報機器の活用
 - ア 歯科技工における情報機器活用の目的と意義
 - イ 個人情報の管理 ウ 歯科技工における情報機器活用の実例
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 歯科技工に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、歯科技工の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の歯科技工に関する各科目と関連付けて指導すること。
 - (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。
 - ウ 内容の(3)については、歯科技工業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理等の情報機器の活用について扱うこと。

【課題研究】

- 1 目 標

歯科技工に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 調査、研究、実験
 - (2) 作品製作
 - (3) 医療現場等における実習
 - (4) 職業資格の取得
- 3 内容の取扱い
 - (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実地的、具体的に理解させるようにすること。
 - (2) 地域や歯科技工所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各科目の指導に当たっては、各種歯科材料、歯科技工用機械等の発達を考慮して、科学的知識と技術の習得について、特に留意すること。
 - (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

【国 語】

1 目 標

生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 話の内容の要点を落とさないように聞き取る。
- (2) 目的や場に応じて要点を落とさないように話す。
- (3) いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。
- (4) 手紙や日記などを目的に応じて正しく書く。

○2段階

- (1) 話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に聞き取る。
- (2) 自分の立場や意図をはっきりさせながら、相手や目的、場に応じて適切に話す。
- (3) 目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。
- (4) 相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。

【社 会】

1 目 標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め、社会生活に必要な能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 相手や自分の立場を理解し、互いに協力して役割や責任を果たす。
- (2) 社会や国にはいろいろなきまりがあることを知り、それらを適切に守る。
- (3) 生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。
- (4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を持ち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。
- (5) 我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもつ。
- (6) 外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事に関心をもつ。

○2段階

- (1) 個人と社会の関係が分かり、社会の一員としての自覚をもつ。
- (2) 社会の慣習、生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす。
- (3) 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。
- (4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。
- (5) 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。
- (6) 各種の資料を活用し、外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事について知る。

【数 学】

1 目 標

生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 日常生活に必要な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さなどの単位の関係が分かり、測定する。
- (3) 図形を正しく作図したり、表やグラフを工夫して作ったりする。
- (4) 金銭や時計・暦などの正しい使い方が分かる。

○2段階

- (1) 生活に必要な数量の処理や計算をする。
- (2) 長さ・重さ・量などの測定方法を理解し、活用する。
- (3) 様々な図形、表やグラフを理解し、工夫して使う。
- (4) 生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。

[理 科]

1 目 標

自然の仕組みや働きなどについての理解を深め、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にすることを育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 人の体の主なつくりや働きを理解する。
- (2) 生物の特徴、その成長や活動の様子について理解し、生命の大切なことを知る。
- (3) 生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。
- (4) 自然の事物・現象についての初歩的な理解を図るとともに、自然と生活との関係を理解する。

○2段階

- (1) 人の体の主なつくりや働きについての理解を深めるとともに、人の成長や環境とのかかわりについて関心をもつ。
- (2) 生物とそれを取り巻く自然環境についての理解を深め、生命の大切なことを知る。
- (3) 様々な物質の性質や機械・器具の種類、構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。
- (4) 自然の事物・現象についての理解を図るとともに、自然と生活との関係について理解を深める。

[音 楽]

1 目 標

表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽活動への意欲を高めるとともに、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) いろいろな音楽をその美しさなどを感じ取りながら鑑賞する。
- (2) 音楽を聴いて曲の特徴などを感じ取り、創造的に身体の動きで表現したりする。
- (3) 打楽器や旋律楽器などに親しみ、その演奏の仕方に慣れ、気持ちを込めて合奏や独奏をする。
- (4) 歌詞の内容を感じ取って、独唱、斉唱、簡単な合唱などをする。

○2段階

- (1) いろいろな音楽をその美しさなどを味わいながら鑑賞する。
- (2) 音楽を聴いて感じたイメージを創造的に身体表現する。
- (3) 打楽器、旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、楽器の特色や音色を生かしながら合奏や独奏をする。

- (4) 独唱，斉唱，二部合唱，オペレッタなどによる表現に慣れ，歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。

【美 術】

1 目 標

造形活動によって，表現及び鑑賞の能力を高め，豊かな情操を養う。

2 内 容

○1段階

- (1) 経験や想像をもとに創造的に絵をかいたり，作品をつくったり，それらを飾ったりする。
- (2) いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し，工夫して使う。
- (3) 自然や優れた造形品を鑑賞し，その美しさなどを味わう。

○2段階

- (1) 経験や想像をもとに，様々な技法などを用いて，創造的に絵をかいたり，作品をつくったり，それらを飾ったりする。
- (2) いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し，適切に使う。
- (3) 自然や優れた造形品を鑑賞し，美しさなどを味わうとともに，地域の伝統工芸品に関心をもつ。

【保健体育】

1 目 標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して，心身の調和的発達を図り，明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 体づくり運動，いろいろなスポーツ，ダンスなどの運動をする。
- (2) きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り，友達と協力して安全に運動をする。
- (3) 心身の発育・発達に関心を持ち，生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。

○2段階

- (1) 体づくり運動，いろいろなスポーツ，ダンスなどの運動を通して，体力や技能を高める。
- (2) きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り，友達と協力し，進んで安全に運動をする。
- (3) 心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める。

【職 業】

1 目 標

勤労の意義について理解するとともに，職業生活に必要な能力を高め，実践的な態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 働くことの意義を理解し，作業や実習に取り組み，働く喜びを味わう。
- (2) 道具や機械の操作に慣れるとともに，材料や製品の扱い方を身に付け，安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。
- (3) 自分の分担に責任をもち，他の者と協力して作業や実習をする。
- (4) 適切な進路選択のために，いろいろな職業や職業生活について知る。
- (5) 産業現場等における実習を通して，実際の職業生活を経験する。
- (6) 職業生活に必要な健康管理や余暇の有効な過ごし方が分かる。
- (7) 職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの簡単な操作をする。

○ 2 段階

- (1) 働くことの意義について理解を深め、積極的に作業や実習に取り組み、職場に必要な態度を身に付ける。
- (2) いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、材料や製品の管理を適切に行い、安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。
- (3) 作業の工程全体を理解し、自分の分担に責任をもち、他の者と協力して作業や実習をする。
- (4) 職業生活に必要な実地的な知識を深める。
- (5) 産業現場等における実習を通して、職業生活に必要な事柄を理解する。
- (6) 職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。
- (7) 職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの操作をする。

[家 庭]

1 目 標

明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。

2 内 容

○ 1 段階

- (1) 家族がそれぞれの役割を果たしていることを理解し、楽しい家庭づくりのための自分の役割を果たす。
- (2) 家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方が分かる。
- (3) 家庭生活中で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 被服、食物、住居などに関する実習を通して、実地的な知識と技能を習得する。
- (5) 保育や家庭看護などに関心をもつ。

○ 2 段階

- (1) 家庭の機能や家族の役割を理解し、楽しい家庭づくりのために積極的に役割を果たす。
- (2) 家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方について理解を深める。
- (3) 家庭生活中で使用する道具や器具を効率的に使用し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 被服、食物、住居などに関する実習を通して、健康で安全な生活に必要な実地的な知識と技能を習得する。
- (5) 保育や家庭看護などに関する基礎的な知識と技能を習得する。

[外国語]

1 目 標

外国語でコミュニケーションを図る基礎的な能力や態度を育てるとともに、外国語や外国への関心を深める。

2 内 容

英 語

○ 1 段階

- (1) 簡単な英語を使って表現したり、やりとりしたりする。
- (2) 簡単な語、句、文に興味や関心をもつ。
- (3) 日常生活の中で見聞きする語や句の意味を知る。

○ 2 段階

- (1) 初歩的な英語を使って簡単な会話をする。
- (2) 簡単な語、句、文を書いたり読んだりする。
- (3) 簡単な語、句、文の意味を知る。

その他の外国語

その他の外国語の内容については、英語に準ずるものとする。

【情 報】

1 目 標

コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。

2 内 容

○1段階

- (1) 日常生活の中で情報やコンピュータ等の情報機器が果たしている役割に関心をもつ。
- (2) コンピュータ等の情報機器に関心をもち、簡単な操作をする。
- (3) 各種のソフトウェアに関心をもち、実習をする。
- (4) コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信に関心をもつ。
- (5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーがあることを知る。

○2段階

- (1) 生活の中で情報やコンピュータ等の情報機器が果たしている役割を知り、それらの活用に関心をもつ。
- (2) コンピュータ等の情報機器の扱い方が分かり、操作する。
- (3) 各種のソフトウェアの操作に慣れ、実習をする。
- (4) コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信の方法が分かり、実際に活用する。
- (5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解し、それらを守って実習する。

第2款 主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容

【家 政】

1 目 標

家庭に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、生活に関連する職業の意義と役割の理解を深めるとともに、生活に関連する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

2 内 容

- (1) 生活に関連する職業についての興味・関心を深め、意欲的に実習をする。
- (2) 生活に関連する職業において必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得する。
- (3) 生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 次に示すような家庭に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用する。
 - ・被服の製作
 - ・クリーニング
 - ・手芸
 - ・調理、製菓、食品
 - ・住居の管理、インテリア
 - ・保育、家庭看護

【農 業】

1 目 標

農業に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、農業の意義と役割の理解を深めるとともに、農業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

2 内 容

- (1) 農業についての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。

- (2) 農業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。
- (3) 農機具や簡単な機械，コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し，安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 次に示すような農業に関する分野に必要な知識と技術を習得し，実際に活用する。
 - ・作物，野菜及び果樹の栽培
 - ・草花の栽培，花壇の管理
 - ・家畜の飼育
 - ・食品加工

【工 業】

1 目 標

工業に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り，工業の意義と役割の理解を深めるとともに，工業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

2 内 容

- (1) 工業についての興味・関心を高め，意欲的に実習をする。
- (2) 工業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。
- (3) 各種の工具や機械，コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し，安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 次に示すような工業に関する分野に必要な知識と技術を習得し，実際に活用する。
 - ・木材，金属，セラミック，紙，布，皮革などの製品の製造
 - ・印刷

【流通・サービス】

1 目 標

流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り，それらの意義と役割の理解を深めるとともに，流通やサービスに関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

2 内 容

- (1) 流通やサービスについての興味・関心を高め，意欲的に実習をする。
- (2) 流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。
- (3) 事務機器，機械や道具，コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し，安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 次に示すような流通やサービスに関する分野に必要な知識と技術を習得し，実際に活用する。
 - ・商品管理
 - ・販売
 - ・清掃
 - ・事務

【福 祉】

1 目 標

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り，社会福祉の意義と役割の理解を深めるとともに，社会福祉に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

2 内 容

- (1) 社会福祉についての興味・関心を高め，意欲的に実習をする。
- (2) 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。
- (3) 福祉機器や用具，コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し，安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- (4) 次に示すような社会福祉に関する必要分野の知識と技術を習得し，実際に活用する。

- ・家事援助
- ・介護

第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。
- 3 「職業」及び「家庭」の指導計画の作成に当たっては、職業生活、家庭生活に必要な実践的な知識、技能及び態度の形成に重点を置いた指導が行われるよう配慮するものとする。
- 4 「家政」、「農業」、「工業」、「流通・サービス」及び「福祉」の内容の取扱いについては、それぞれの教科の内容の(4)は、地域や学校の実態などを考慮して適切な内容を選択し、重点的に取り扱うものとする。
- 5 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。
- 6 実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。
- 7 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を生かすことができるよう配慮するものとする。
- 8 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

第3章 道 徳（知的障害者である生徒に対する 教育を行う特別支援学校）

第1款 目標及び内容

道徳の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

第2款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫するものとする。
- 2 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。
- 3 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係及び環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにするものとする。また、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。

第4章 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の目標，各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し，学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては，安全と保健に留意するとともに，学習活動に応じて，高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第6章 自立活動

第1款 目 標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内 容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

第3款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第

2 款に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

(2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

ア 生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。

イ 生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

ウ 個々の生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。

エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。

(4) 生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

3 指導計画の作成に当たっては、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

4 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。

5 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。

6 自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。

7 生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。